松山市第２期障害者計画

平成２５年５月

松山市

目　　次

第１章　計画策定にあたって　・・・

基本方針２　自分らしい暮らしづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（１）　相談支援体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
① 総合相談の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
② 地域相談支援センターの周知と体制整備　・・・・・・・・・・・・ 22
③ 相談支援事業所の質と量の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（２）　福祉サービスの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
① 通所系サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
② 訪問系サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
③ 地域生活支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
④ 地域移行・定着支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
⑤ サービスの質の向上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
⑥ サービスの開拓　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
⑦ 手帳サービスの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
⑧ その他の福祉サービス等との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（３）　保健・医療サービスの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
① 早期の気づきと早期支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
② リハビリ医療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
③ 難病対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
④ 疾病等予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
⑤ 救急医療体制整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
⑥ 在宅医療等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
⑦ 精神科医療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（４）　住まいの場の確保と整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
① グループホーム等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
② 公営住宅、賃貸住宅への入居サポート　・・・・・・・・・・・・・ 25
③ 入所施設の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
基本方針３　いきいきとした生活づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（１）　療育の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
① 通所支援の量と質の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
② 地域療育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（２）　共生教育の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
① 就学前教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
② 特別支援教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
③ キャリア教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
④ 生涯教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

（３） 就労支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
① 就労相談窓口の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
② 職場定着支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
③ 企業等への啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
④ 職業訓練の機会確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
⑤ 福祉的就労の促進（工賃向上へ向けての取組み） ・・・・・・・・ 28
⑥ 就労支援機関の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（４） 社会参加の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
① 当事者活動支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
② 地域行事への参加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
③ 文化的活動（スポーツ、芸術等）支援 ・・・・・・・・・・・・・ 28

第４章 松山市第３期障害福祉計画の目標を達成するための施策 ・・・・ 29
目標１ 施設入所者の地域生活への移行 ・・・・・・・・・・・・・・・ 30
目標２ 福祉施設利用者の一般就労への移行 ・・・・・・・・・・・・・ 31
目標３ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行 ・・・・・・・・・・ 32

第５章 計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
１ 障がい者意向調査アンケート結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
２ 松山市第２期障害者計画策定検討会設置要領 ・・・・・・・・・・・ 79
３ 松山市第２期障害者計画策定検討会内規 ・・・・・・・・・・・・・ 80

第1章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

松山市では、平成20(2008)年５月に松山市障害者計画を、平成24(2012)年３月に松山市第３期障害福祉計画を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

この間、障がいのある方を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

特に平成23（2011）年には、障害者基本法が改正され、「目的規定」及び「障害者の定義」の見直しがなされました。「目的規定」では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」とされ、「障害者の定義」では、「障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」と見直されました。

また、平成24(2012)年には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。そして、平成25(2013)年には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正施行されます。

そこで、今回の「松山市第2期障害者計画」は、これらの改正内容を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、『自分らしくいきいきと笑顔で暮らせる』ことを基本理念として、まずは、心のバリアフリーの推進を掲げ策定いたしました。

２．計画の期間

計画の期間につきましては、近年の短期間での環境の変化に適切に対応するため、松山市第３期障害福祉計画の期間と合わせ平成26(2014)年度を終期とすることとしました。

３．計画の対象

この計画における「障がい者」とは、改正障害者基本法に基づく障がい者を基本としています。

４．計画の策定

（１）計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、本市の障がい者施策の基本方針を示すとともに、「障害者自立支援法」に基づき、市町村が国の定める基本指針に即して３年ごとに障害福祉サービス等の量の見込やその確保のための方策を定めることが義務付けられ、平成 24(2012)年３月に策定した「松山市第３期障害福祉計画」の具体的な方策を示します。

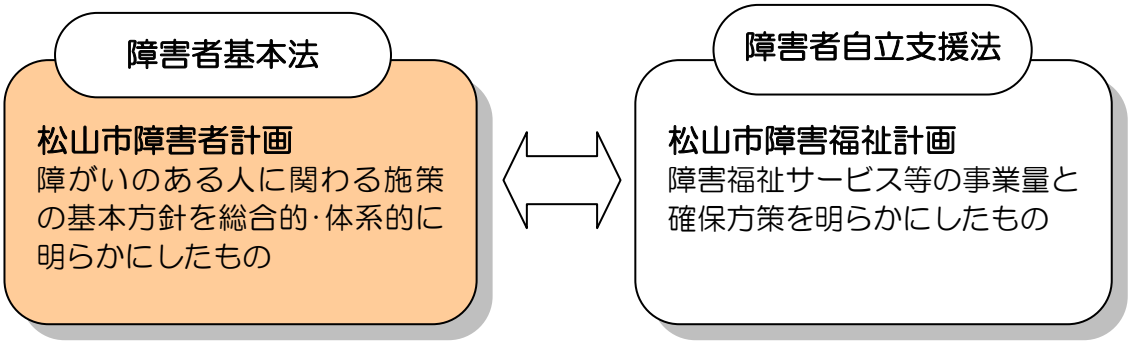

（２）計画の策定体制

本市では、学識経験者、福祉･医療関係者、障がい当事者など 10 名で構成する障害者計画策定検討会を開催し、計画案について意見交換を行いました。また、相談支援専門員等 9 名で構成する調査研究会を開催して現状･課題の把握及び課題解決のための研究を行いました。

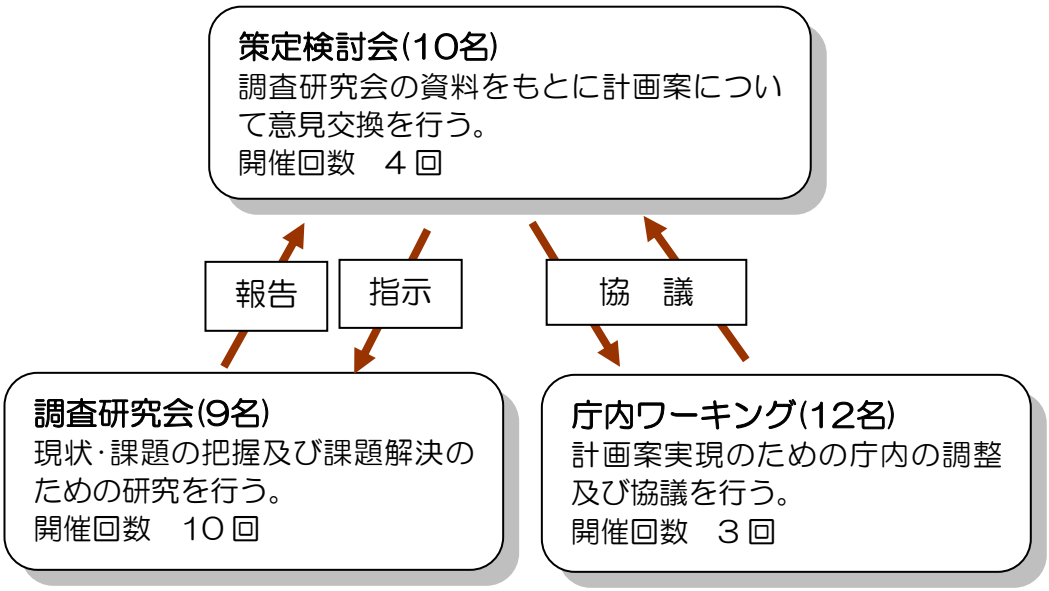

（３）策定経緯

	策定検討会	調査研究会	庁内ワーキング
10月31日		第１回調査研究会	
11月13日		第２回調査研究会	
11月26日		第３回調査研究会	
12月11日		第４回調査研究会	
12月17日		第５回調査研究会	
１月15日		第６回調査研究会	
１月23日	第１回策定検討会		
１月30日		第７回調査研究会	
２月 ６日	第２回策定検討会		
２月12日			第１回庁内ワーキング
２月14日		第８回調査研究会	
２月21日	第３回策定検討会		
２月26日		第９回調査研究会	第２回庁内ワーキング
３月 ４日	第４回策定検討会		
3月11日			第3回庁内ワーキング
３月12日		第10回調査研究会	
３月22日	自立支援協議会		
４月	意見公募		
５月	公　　表		

第２章　　障がい者手帳所持者の現状

本市の統計データや、障がい者意向調査アンケート結果(平成 23 年度実施)を整理し、本市における障がい者手帳所持者の動向やニーズを明らかにしました。

１．本市の概況

本市は、愛媛県の県庁所在地で、平成 17 年に四国初の 50 万都市となりました。その後も人口は増加し、平成 22 年国勢調査結果では、517,231 人となっています。また、14 歳以下の年少人口は 69,385 人（13.4%：全国は 13.2%）15 歳から 64 歳の生産人口は 329,568 人（63.7%：全国は 63.8%）65 歳以上の老齢人口は 112,240 人（21.7%：全国は 23.0%）となっています。しかし、年間出生数は減少傾向にあり、平成 22 年の「松山市の人口動態」によると、平成 22 年の出生数は、4,594 人で人口 1,000 人当たりの出生率は 8.90（全国は 8.5）となっています。

２．本市の障がい者手帳所持者の推移

（１）障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は年々増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

区　　分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障害者手帳所持者数	19,728	20,677	21,520	22,288	23,133	23,781
増加率（%）		4.81%	4.08%	3.57%	3.79%	2.80%
本市の人口中の比率（%）	3.85%	4.03%	4.20%	4.35%	4.50%	4.62%
療育手帳所持者数	3,071	3,209	3,415	3,583	3,708	3,880
増加率（%）		4.49%	6.42%	4.92%	3.49%	4.64%
本市の人口中の比率（%）	0.60%	0.63%	0.67%	0.70%	0.72%	0.75%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,398	1,557	1,760	1,943	2,178	2,395
増加率（%）		11.37%	13.04%	10.40%	12.09%	9.96%
本市の人口中の比率（%）	0.27%	0.30%	0.34%	0.38%	0.42%	0.47%
本市の人口	512,758	512,464	512,434	512,922	513,563	514,352
増加率（%）		−0.06%	−0.01%	0.10%	0.12%	0.15%

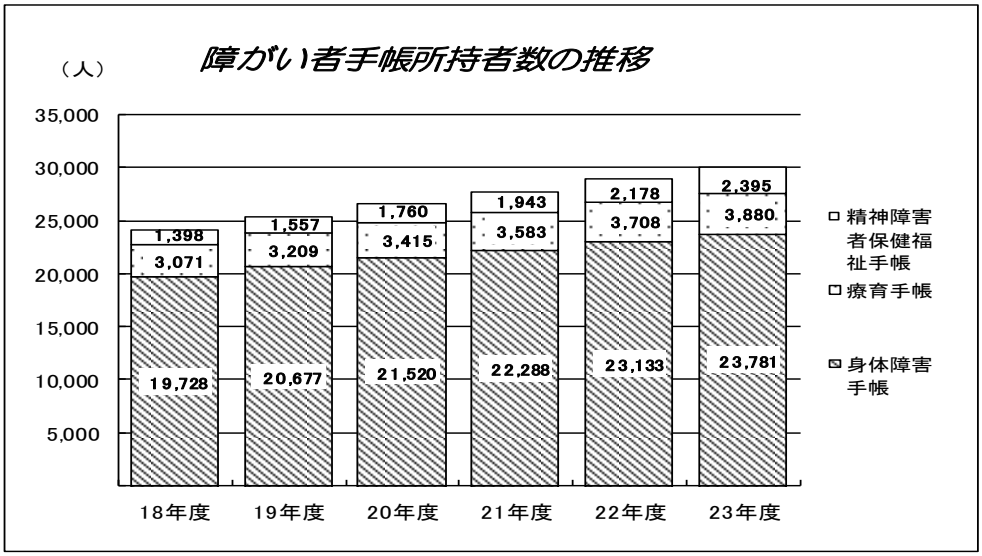

（2）身体障害者手帳所持者の等級別、障がい別、年齢別の推移

区　　分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障害者手帳所持者数	19,728	20,677	21,520	22,288	23,133	23,781
増加率（%）		4.81%	4.08%	3.57%	3.79%	2.80%
等級別						
１・２級（重度）	11,384	11,963	12,510	12,938	13,434	13,755
増加率（%）		5.09%	4.57%	3.42%	3.83%	2.39%
３・４級（中度）	6,337	6,664	6,935	7,241	7,553	7,833
増加率（%）		5.16%	4.07%	4.41%	4.31%	3.71%
５・６級（軽度）	2,007	2,050	2,075	2,109	2,146	2,193
増加率（%）		2.14%	1.22%	1.64%	1.75%	2.19%
障がい別						
視覚障害	1,922	1,981	2,008	2,031	2,056	2,068
増加率（%）		3.07%	1.36%	1.15%	1.23%	0.58%
聴覚･平衡機能障害	1,517	1,543	1,588	1,629	1,644	1,675
増加率（%）		1.71%	2.92%	2.58%	0.92%	1.89%
音声･言語・そしゃく機能障害	223	234	238	243	250	256
増加率（%）		4.93%	1.71%	2.10%	2.88%	2.40%
肢体不自由	10,449	10,936	11,353	11,740	12,216	12,591
増加率（%）		4.66%	3.81%	3.41%	4.05%	3.07%
内部障がい	5,617	5,983	6,333	6,645	6,967	7,191
増加率（%）		6.52%	5.85%	4.93%	4.85%	3.22%
年齢別						
18歳未満	359	375	385	388	406	408
増加率（%）		4.46%	2.67%	0.78%	4.64%	0.49%
18歳以上	19,369	20,302	21,135	21,900	22,727	23,373
増加率（%）		4.82%	4.10%	3.62%	3.78%	2.84%

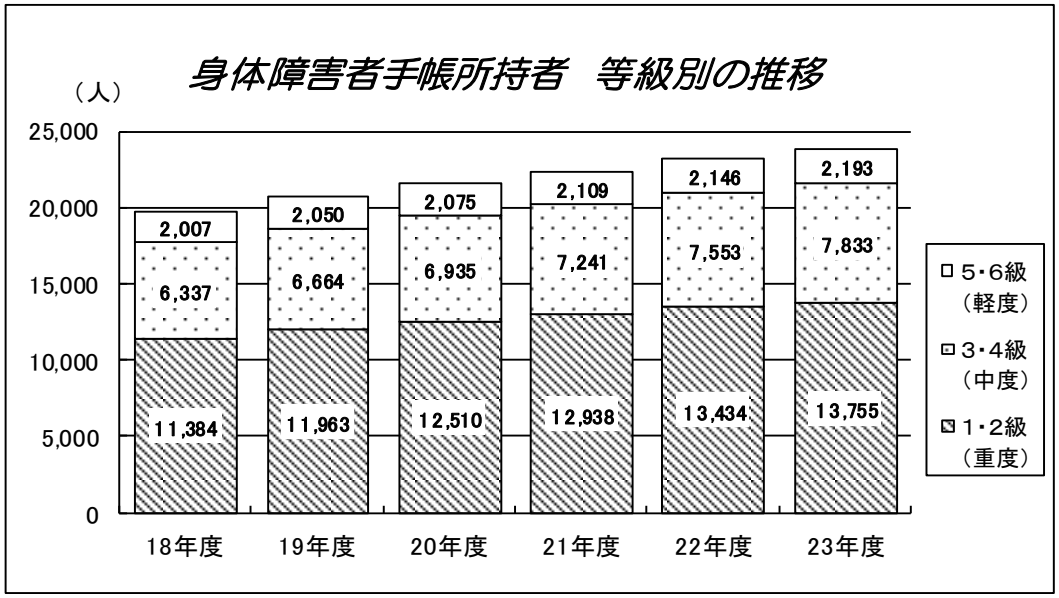

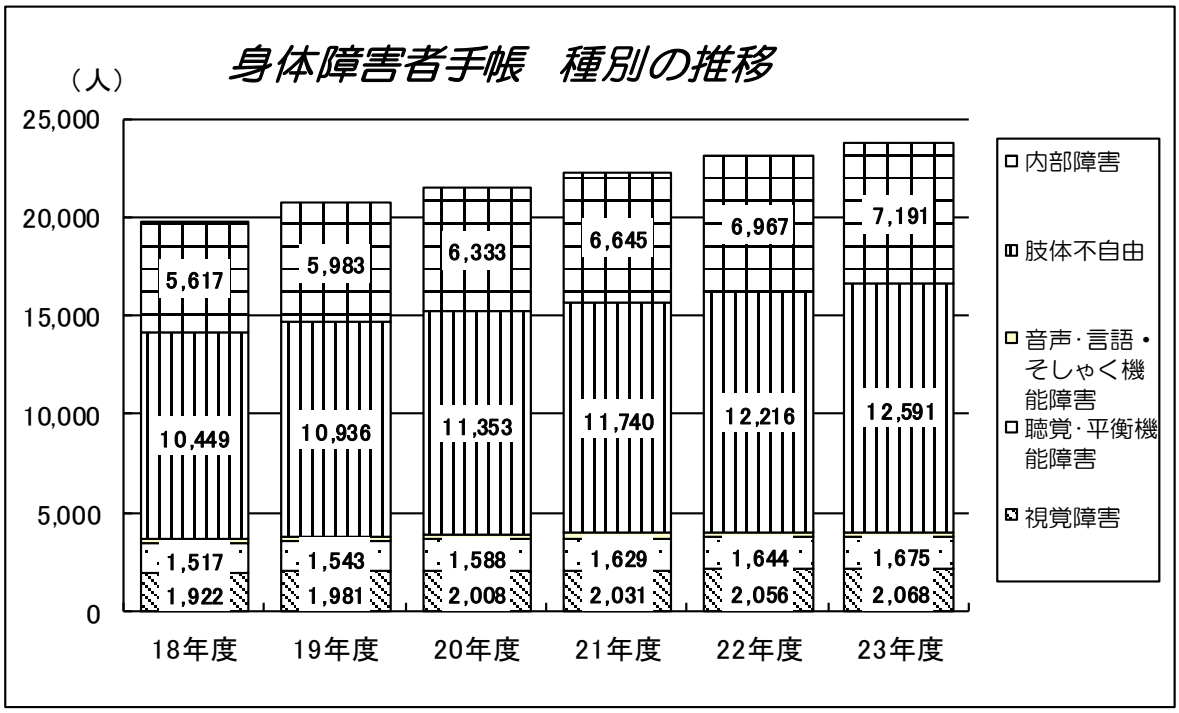
身体障害者手帳　種別の推移
（人）
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
5,617
5,983
6,333
6,645
6,967
7,191
10,449
10,936
11,353
11,740
12,216
12,591
1,517
1,543
1,588
1,629
1,644
1,675
1,922
1,981
2,008
2,031
2,056
2,068
18年度
19年度
20年度
21年度
22年度
23年度
内部障害
肢体不自由
音声･言語・そしゃく機能障害
聴覚･平衡機能障害
視覚障害

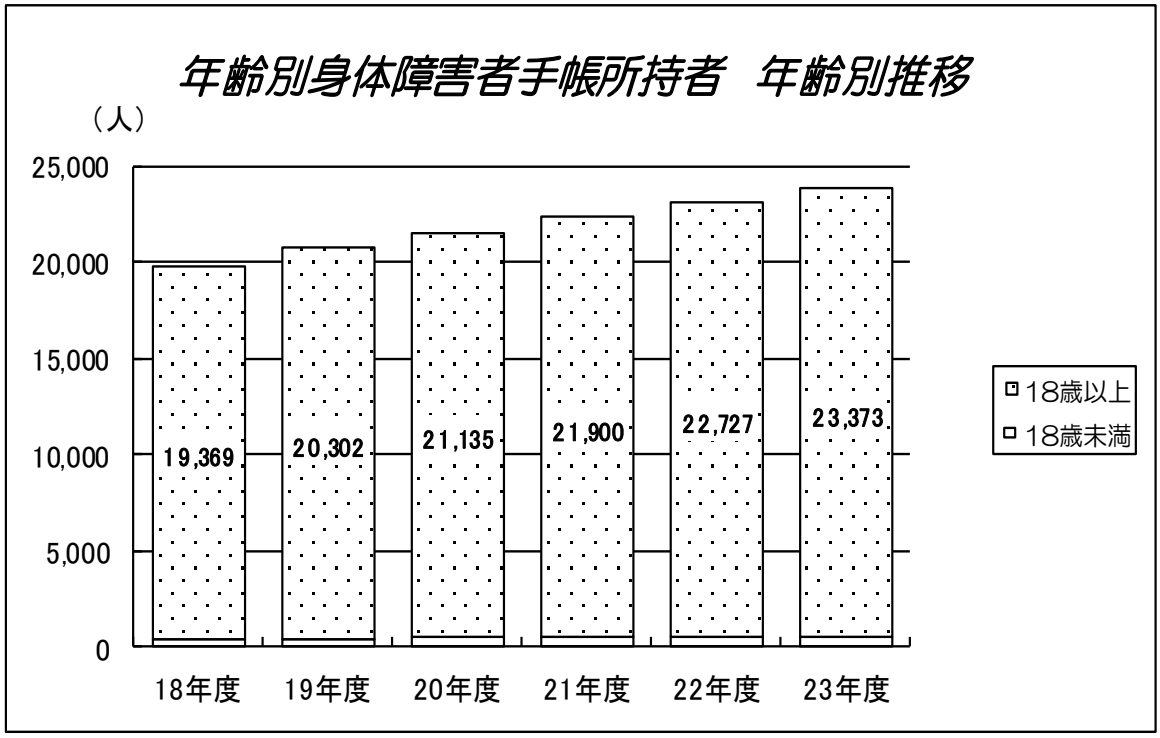
年齢別身体障害者手帳所持者　年齢別推移
（人）
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
19,369
20,302
21,135
21,900
22,727
23,373
18年度
19年度
20年度
21年度
22年度
23年度
18歳以上
18歳未満

（３）療育手帳所持者の程度別、年齢別の推移

区　　分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
療育手帳所持者数	3,071	3,209	3,415	3,583	3,708	3,880
増加率（%）		4.49%	6.42%	4.92%	3.49%	4.64%
程度別						
Ａ（重度）	1,488	1,541	1,630	1,683	1,731	1,790
増加率（%）		3.56%	5.78%	3.25%	2.85%	3.41%
Ｂ（軽度）	1,583	1,668	1,785	1,900	1,977	2,090
増加率（%）		5.37%	7.01%	6.44%	4.05%	5.72%
年令別						
18 歳未満	831	844	908	940	959	980
増加率（%）		1.56%	7.58%	3.52%	2.02%	2.19%
18 歳以上	2,240	2,365	2,507	2,643	2,749	2,900
増加率（%）		5.58%	6.00%	5.42%	4.01%	5.49%

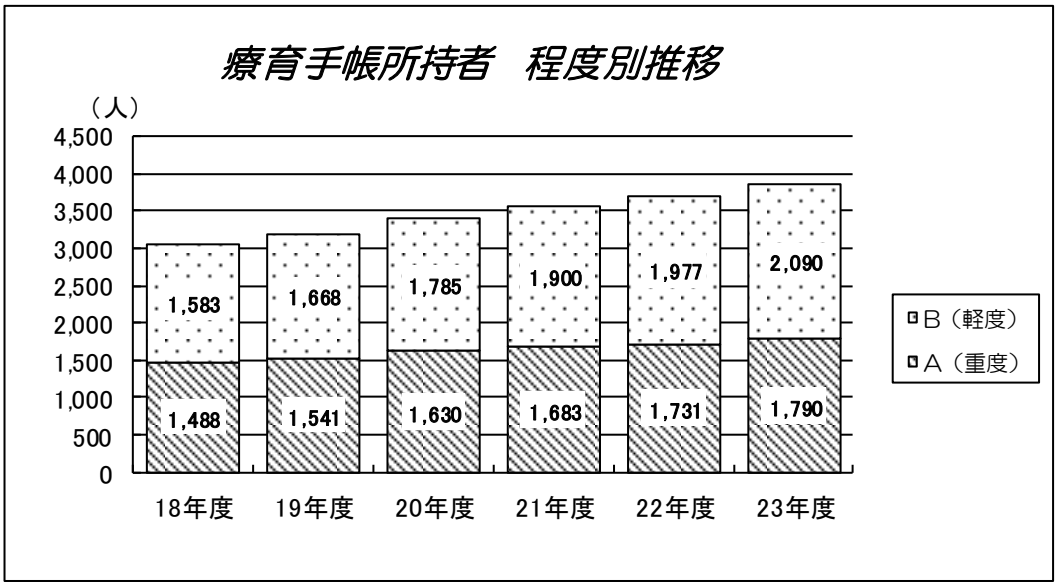

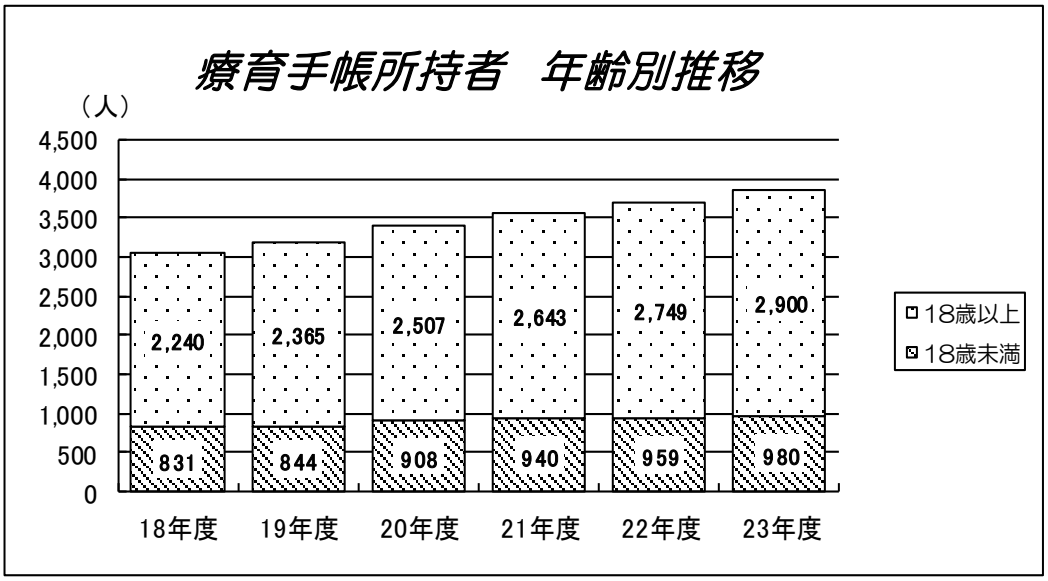

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別の推移

区　　分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,398	1,557	1,760	1,943	2,178	2,395
増加率（%）		11.37%	13.04%	10.40%	12.09%	9.96%
程度別						
１級（重度）	189	209	241	288	345	379
増加率（%）		10.58%	15.31%	19.50%	19.79%	9.86%
２級（中度）	1,057	1,172	1,316	1,465	1,631	1,769
増加率（%）		10.88%	12.29%	11.32%	11.33%	8.46%
３級（軽度）	152	176	203	190	202	247
増加率（%）		15.79%	15.34%	−6.40%	6.32%	22.28%

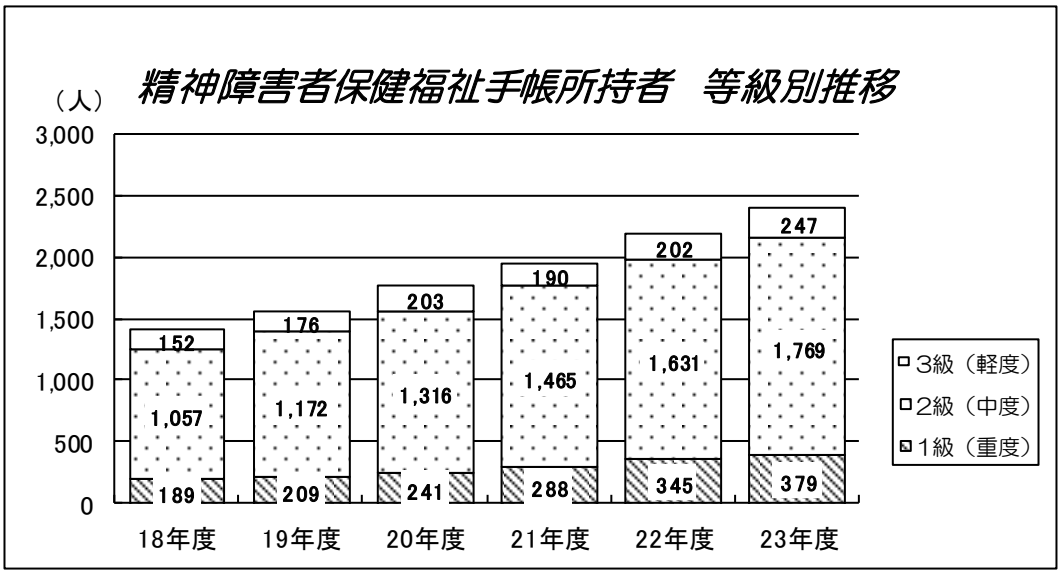

３．障がい者意向アンケート調査の概要

本市における障がい福祉に関する意向を把握するとともに、障害者計画策定にかかる調査のために、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持しているおよそ１割の方に対して、障がい者意向アンケート調査を実施しました。

（１）調査実施期間

平成 24 年２月

（２）調査対象者

18 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

（３）調査方法

郵送によるアンケート送付、回収、無記名

（４）送付数と回収数

送付数、回収数、回収率

手帳の種類	送付数	回収数	回収率（%）
身体障害者手帳	2,200	1,104	50.2
療育手帳	350	199	56.9
精神障害者保健福祉手帳	200	114	57.0
合　　計	2,750	1,417	51.5

（５）調査結果

資料編に掲載

第３章　　基本理念及び基本方針

基本理念

自分らしく いきいきと 笑顔で暮らせるまち まつやま

障がいのある人もない人も生活のしづらさがある人もない人も誰もが住み慣れた場所で自分らしく、いきいきと笑顔で暮らしていくためには、一人ひとりが、身近な人（他者）を思いやり、互いに支え合うことが必要です。そのためには、みんなが「障がい」や「生きづらさ」について一層の理解を深め、共に支え合うみんなにやさしいまちづくりが望まれます。

今回の計画においては、『自分らしく　いきいきと　笑顔で暮らせるまち　まつやま』を基本理念として、すべての障がいや生活のしづらさのある人やそのご家族を生涯にわたり支援します。

基本方針

一人ひとりの望む生活を実現するため、その人のライフステージに応じて、子どもの頃から切れ目のない一貫した支援、その時々の関係者が連携し総合的な支援をすることを推進します。

基本方針１　共に支え合うやさしいまちづくり　　支え合う

- 心のバリアフリーの推進
- ユニバーサルデザインの促進
- 権利擁護の推進
- 防災・防犯対策の推進

基本方針２　自分らしい暮らしづくり　　暮らす

- 相談支援体制の充実
- 福祉サービスの充実
- 保健・医療サービスの充実
- 住まいの場の確保と整備

基本方針３　いきいきとした生活づくり　　育つ・学ぶ・働く・参加する

- 療育の充実
- 共生教育の充実
- 就労支援の充実
- 社会参加の促進

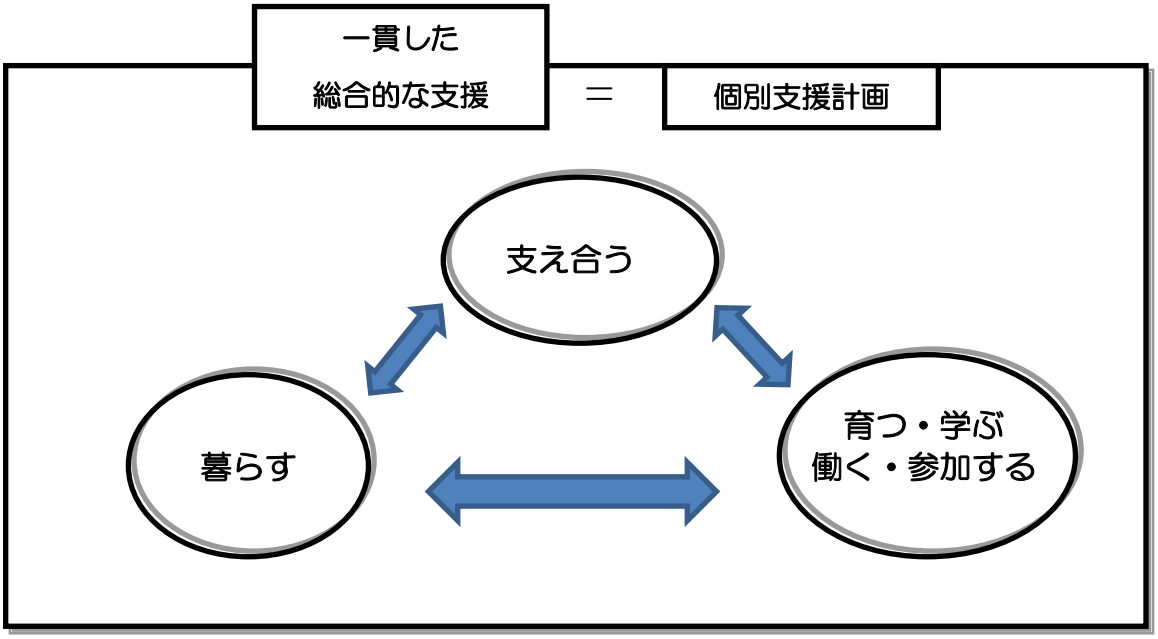

基本方針体系

基　本　方　針	主 要 課 題	推　進　項　目
共に支え合う やさしい まちづくり	心のバリア フリーの推進	福祉教育の推進 地域住民等への啓発活動 交流の場の確保
	ユニバーサル デザインの促進	情報のユニバーサルデザイン化 建築物等のバリアフリーの整備
	権利擁護の 推進	合理的配慮の推進 虐待の防止 成年後見制度の推進
	防災・防犯対策の 推進	地域コミュニティの形成 防災・防犯対策の周知と啓発

基　本　方　針	主 要 課 題	推　進　項　目
自分らしい 暮らしづくり	相談支援体制 の充実	総合相談の充実 地域相談支援センターの周知と体制整備 相談支援事業所の質と量の確保
	福祉サービス の充実	通所系サービス 訪問系サービス 地域生活支援事業 地域移行・定着支援 サービスの質の向上 サービスの開拓 手帳サービスの充実 その他の福祉サービス等との連携
	保健・医療サ ービスの充実	早期の気づきと早期支援 リハビリ医療 難病対策 疾病等予防 救急医療体制整備 在宅医療等 精神科医療
	住まいの場の 確保と整備	グループホーム等の整備 公営住宅、賃貸住宅への入居サポート 入所施設の充実

基　本　方　針	主 要 課 題	推　進　項　目
いきいきとした 生活づくり	療育の充実	通所支援の量と質の確保 地域療育の推進
	共生教育の充実	就学前教育 特別支援教育 キャリア教育 生涯教育
	就労支援の 充実	就労相談窓口の整備 職場定着支援 企業等への啓発 職業訓練の機会確保 福祉的就労の促進 （工賃向上へ向けての取組み） 就労支援機関の連携
	社会参加の 促進	当事者活動支援 地域行事への参加 文化的活動（スポーツ、芸術等）支援

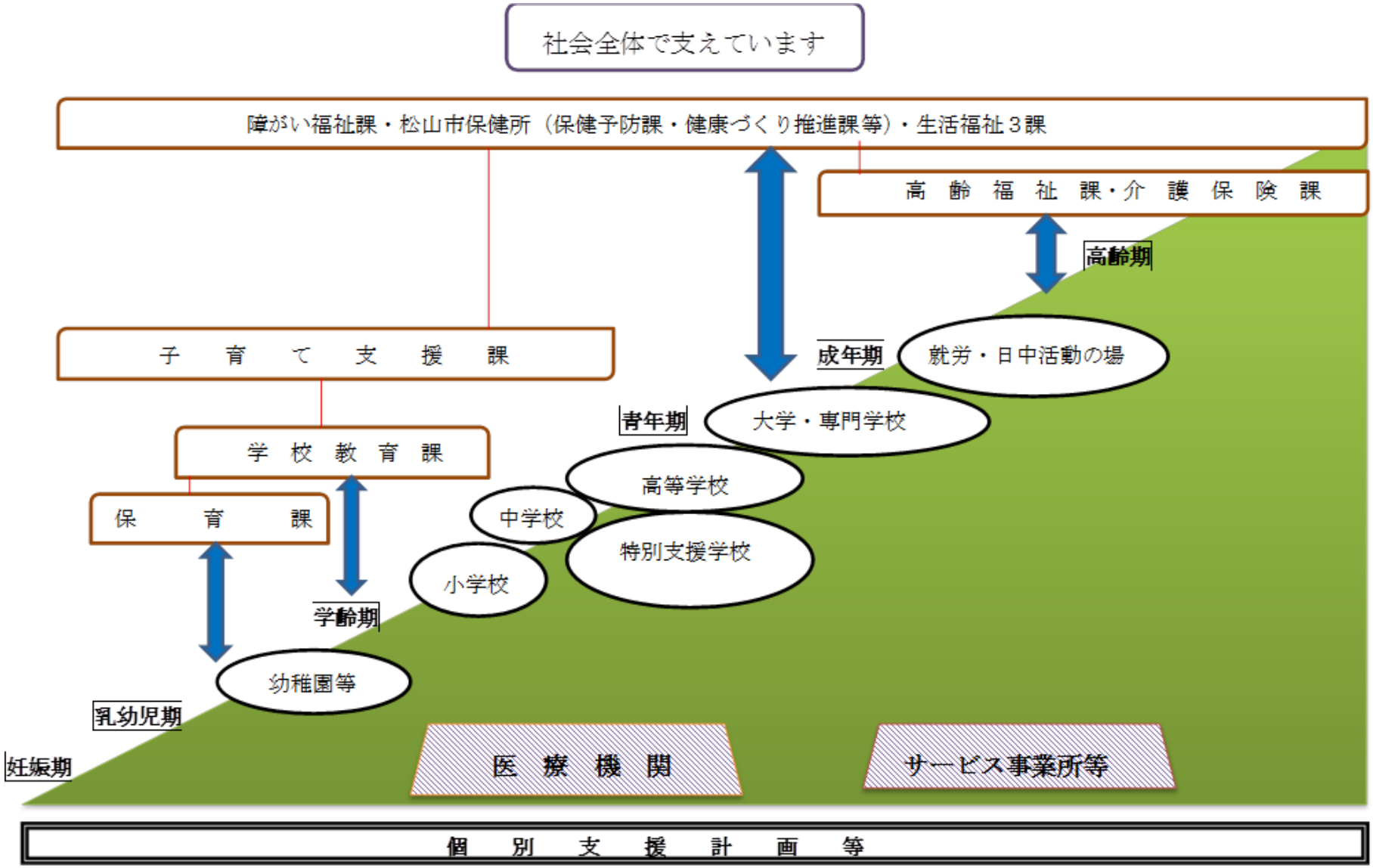
社会全体で支えています
障がい福祉課・松山市保健所（保健予防課・健康づくり推進課等）・生活福祉３課
高　齢　福　祉　課・介　護　保　険　課
高齢期
子　育　て　支　援　課
成年期
就労・日中活動の場
青年期
大学・専門学校
学　校　教　育　課
高等学校
保　育　課
中学校
特別支援学校
小学校
学齢期
幼稚園等
乳幼児期
妊娠期
医　療　機　関
サービス事業所等
個　別　支　援　計　画　等

基本方針１　共に支え合うやさしいまちづくり

（１）　心のバリアフリーの推進

地域社会において一番重要な事が心のバリアフリーです。お互いが認め合い、尊重し合い、助け合ってこそ、本当の意味で安心した地域生活が送れます。

本市では、地域社会におけるあらゆる場面において心のバリアフリーを推進していきます。

①　福祉教育の推進

障がいや病気に対する偏見や差別を無くしていくためには、共生教育を進めるとともに、障がいに対する理解を深める心の教育も重要です。あらゆる場面において福祉教育を推進していきます。

特に幼少期からの取り組みは重要であり、学校教育等において、あたり前に障がいのある方とふれ合える機会や、障がいを体験的に知る機会、発達障がい・精神障がい・難病・高次脳機能障がい等について知る機会（啓発）を各機関等と連携して推進していきます。

また、福祉教育を推進する教員の質の向上のため、研修等を通じてバックアップに努めます。

②　地域住民等への啓発活動

教育・職場・医療・町内活動等、様々な場面において研修会の開催や広報活動等を通じて、地域住民への啓発に努めていきます。

③　交流の場の確保

相互理解を推進するためには、研修等だけではなく障がいのある方やその家族と身近に関わり合える場が必要です。今後もあらゆる場面において各分野との連携協力のもと、交流の場の確保に努めます。

（２）　ユニバーサルデザインの促進

誰もが等しく適切な情報が得られ、選択し、あたり前に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基に公共空間等の整備に努めます。

①　情報のユニバーサルデザイン化

「自己選択・自己決定」を行うためには、適切な情報を得ることが不可欠です。本市では、めまぐるしく変化する社会情勢の中、適切な情報が提供できるよう、その都度、様々な方法で分かりやすい情報発信に努めます。

点字や手話・音声情報機器のほか、発達障がい者等に配慮された情報の構造化・文字化等を検討し、誰もが福祉やその他様々な情報について、必要な時に必要な情報が得られるよう通信機器の活用等の整備を行います。

② 建築物等のバリアフリーの整備

誰もが安心して安全に外出や利用ができるよう、施設や鉄道、駅、公園、大型商業施設及びそれらを結ぶ道路等のバリアフリーについて啓発を行い、さらなる整備に努めます。

また、鉄道やバスの公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、タクシー料金の助成の継続等移動しやすい環境をつくります。

（３） 権利擁護の推進

すべての人の人権と人格を尊重し、誰もが住みなれた地域で安心して住み続けることができるよう支援していく仕組みづくりを推進していきます。

① 合理的配慮の推進

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と「障害者の権利に関する条約」に定義されています。

今後施行予定である「障害者差別禁止法」の理念を考慮し、教育・職場・医療等の他、消費生活や地域活動、司法場面等様々な状況においての合理的配慮の推進に努めます。

まずは、あらゆる状況において、合理的配慮とは何か周知・啓発を行い、各関係機関への理解を進めていきます。

② 虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく障害者虐待防止センターの機能を障がい福祉課に設置し、関係機関と連携し、虐待防止についての取組みを行っていきます。また、研修会等を開催する等し、事業者の質の向上に取り組むことで虐待の発生の未然防止を図ります。

③ 成年後見制度の推進

認知や判断能力にハンディキャップがある方の権利を守るために、成年後見制度はあります。近年、成年後見制度の利用者は増加傾向ですが、手続きが難しい、報酬額が負担といった利用者側の問題や、後見人等の候補が少ない、後見人等の負担が大きい等後見人側の問題もあります。

今後は、成年後見利用支援事業のさらなる充実と松山市社会福祉協議会等と連携し、市民後見の促進、福祉サービス利用援助事業の充実等を推進していきます。

（４）防災・防犯対策の推進

すべての人が安心して暮らせる地域社会とするために、地域社会の一員として地域関係団体や住民との連携により、防災・防犯体制づくりに取り組みます。

① 地域コミュニティの形成

災害や事故、事件等の緊急時には身近な人との繋がりが重要です。今後は地域ごとで障がいのある方やその家族が参画し、民生・児童委員、自治会、町内会等、広く一般市民の協力により、コミュニティの形成を推進し、防災・防犯体制の構築に努めていきます。

② 防災・防犯対策の周知と啓発

防災対策として、本市では、地震や風水害等の大災害発生時に被害を受けやすい障がい者等を名簿登録し、消防や民生・児童委員等、地域の協力者とともに支援する災害時要援護者支援制度を実施しています。この制度の周知及び災害時だけでなく重大な事件や事故の発生の際の活用促進や、福祉避難所等の整備等防災・防犯に向けての取り組みを強化します。

防犯対策として、警察、消費生活センター等と連携し、防犯教室、消費者教室等の周知啓発を行い犯罪被害防止に努めます。

また、障害福祉サービス事業所、医療機関、教育機関等へ向けて、防災・防犯計画の見直しや災害時の備蓄等の必要性について周知していきます。

基本方針２　　自分らしい暮らしづくり

（１）相談支援体制の充実

自分らしく暮らしていくためには、適切な情報を必要な時に得られ、必要な時にいつでも相談できることが大切です。関係機関と連携し相談支援体制の充実を図り、様々な支援の情報提供、制度等の周知に努めます。

① 総合相談の充実

障がいの内容や種別等に分けられることなく、地域生活をトータルで支援する包括的な相談に努めます。

また、平成２４年７月に設置された「福祉総合窓口」に併設の「障害者総合相談窓口」の機能を充実し、関係各課との連携強化に努めていきます。

② 地域相談支援センターの周知と体制整備

より身近な地域の相談拠点として、地域相談支援センターの設置を推進します。新たな取り組みの情報発信に努め、地域の実情に応じた、地域生活を支援していきます。

③ 相談支援事業所の質と量の確保

地域生活において、相談支援が担う役割は非常に重要です。今後は地域相談支援センター等と連携し、相談支援事業所の体制整備と、相談支援に関わる相談支援専門員等の能力、資質の向上のためのバックアップ体制の確保や研修会の開催等に取り組みます。

（２）福祉サービスの充実

自分らしく暮らしていくためには、障がい福祉等の福祉サービスを適切に利用できることが大切です。必要な支援やサービスを受け、本人が希望する地域生活が可能となるよう、障害者自立支援法に基づいた障害福祉サービス等の充実を図ります。

① 通所系サービス

地域生活では利用者のニーズに応じた適切な日中活動の場が大切です。利用者にとって満足できる場を提供できるよう、サービス提供事業者と連携を図りながら療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等サービスの確保と充実に努めていきます。

特に医療的ケアが必要な方の生活介護や短期入所等のサービスは、利用できる場等が限られていることから、今後サービス提供事業者と連携を密にしながら、受け入れ拡大の方法について研究していきます。

② 訪問系サービス

地域生活において訪問系サービスは重要です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を必要とする利用者へのサービスを充実させるために、サービス提供事業所の参入促進に努めます。

また、ヘルパー等従事者の専門的人材の確保やその質的向上を図るよう働きかけるとともに、そのために必要な情報提供や研修等の開催に努めます。

③ 地域生活支援事業

意思の伝達に支援が必要な方に手話通訳者等の派遣を行うコミュニケーション支援事業や、屋外での移動が困難な方の社会参加の促進につながる移動支援事業、日常生活における困難を改善する実用性のある日常生活用具給付事業等、地域生活支援事業の充実を図ります。市独自の事業として、利用者のニーズを踏まえて内容を検証し、地域の実情に合ったサービス基盤の確保や開拓に努めます。

④ 地域移行・定着支援

障がい者意向調査のアンケート結果では、「退院したい」「退所したい」という人が 48．２％を占めます。今後は自らが希望する生活を実現するため、松山市第３期障害福祉計画に基づき、医療機関及び事業者等と連携して、入院・入所施設から地域生活への移行を促進し、地域生活への定着を図ります。

⑤ サービスの質の向上

各種サービスや支援において、利用者にとって満足できるものとなるよう研修や啓発等を通じて事業者等の質の向上に努めていきます。

⑥ サービスの開拓

発達障がい・高次脳機能障がい・難病等、今まで制度の狭間で十分な福祉サービスが受けられない状態の人も多いのが現状です。今後は既存のサービスへの受け入れ推進、ニーズ調査や情報収集による実態把握、啓発活動等を行い、課題解決へ向けて取り組んでいきます。

⑦ 手帳サービスの充実

手帳を取得していることによるサービスには、その種類や等級によって様々なものがありますが、受けられるサービスには偏りがあります。

また、発達障がいの場合、状況により精神障害者保健福祉手帳や療育手帳の取得も可能ですが、発達障がいに特化したサービス提供基盤は十分に整備がされていません。

また、高次脳機能障がいの場合、記憶・行為・注意等に係わる障害だけでは身体障害者手帳の取得は困難です。症状によっては精神障害者保健福祉手帳の取得が可能な場合もありますが、認知度が低く、十分な福祉サービスが受けられていない現状にあります。

今後は利用者のニーズを調査し、それに応じて各分野への理解促進等を働きかけることに努め、サービスの充実を図ります。

⑧ その他の福祉サービス等との連携

地域生活を支えるためには障害福祉サービスだけでは困難です。障がい者を総合的に支援するため、各分野（子育て支援・生活保護・介護保険等）との連携を推し進めていきます。

（３）保健・医療サービスの充実

自分らしく暮らしていくためには、いつでも安心して適切な保健・医療サービスを受けられることが大切です。医療機関等との連携を密にし、体制を整備するとともに、障がいの軽減、重複化や二次障害の予防等に努めます。

① 早期の気づきと早期支援

障がいの原因となる疾病等の早期の気づきのため、保健・医療・福祉・教育部門の連携を図り、各分野において相談・訪問・定期健診・受診援助等により早期の気づき、早期支援を推進します。

また、疾患や障がいについての偏見や差別による早期治療の断念や遅れを防ぐため、市民の方や医療機関等への障がいの正しい理解・普及に努め、障がいがあってもどこでも適切な医療が受けられるよう啓発に努めます。

② リハビリ医療

その人の状況に応じて、効果的なリハビリテーションサービスを適切に受けることができる環境を整備します。発達障がいや高次脳機能障がい等の障がいや疾病等により、課題やニーズは様々ですが、福祉サービスと保健・医療との連携を図り各分野におけるリハビリテーションの整備を推進していきます。

③ 難病対策

症例が少なく原因不明、治療方法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障がある難病患者等は、平成２５年４月から障害福祉サービスの対象となります。今後は適切な情報提供に努め、利用者が必要なサービスを選択できるよう推進します。また、福祉サービス事業所に対し、難病ごとの特性等の啓発に努め、利用者の受け入れを推進します。さらに、医療機関等関係機関との連携を図り、在宅療養等の支援体制整備に努めます。

④ 疾病等予防

関係機関との連携により、疾病及び二次障害の予防、早期の気づきにつながる健康診査や生活習慣病の予防等の保健指導を実施し、その後の日常生活に更なる支障を来さないよう早期支援の推進に努めます。

⑤ 救急医療体制整備

在宅において、病状の急変時に救急医療体制等の整備は不可欠です。今後は関係機関と協力し、体制整備を推進していきます。また利用方法等の周知にも努めます。

精神科救急体制については、より良い体制の構築を図るため、利用状況等の検証を行います。

⑥ 在宅医療等

障がいがあっても、在宅・教育・職場等のあらゆる生活の場において必要な医療行為、若しくは医療的配慮が受けられるよう、医療機関や関係機関と連携し体制を整備していきます。

⑦ 精神科医療

精神に障がいのある人への訪問や定期的な精神保健相談を充実させ、適切な医療の提供や福祉サービスの継続した支援により、心の健康を維持していくことができる地域環境づくりを支援していきます。

また、障がいに対する理解・啓発活動に努め、医療サービスをより利用しやすくなるよう関係機関と連携していきます。

（４）住まいの場の確保と整備

自分らしく暮らしていくためには、住み慣れた地域において安心して生活する住まいの場が大切です。個々の多様なニーズに柔軟に対応した、住居・居住環境の整備に取り組みます。

① グループホーム等の整備

施設入所者や入院中の精神障がい者等の地域生活への移行先の一つであるグループホーム等の計画的な整備を促進します。

また、退院・退所等に限らず、家庭からの自立に向けてのグループホーム等の利用や、身体障がい者のグループホーム等の利用など、地域におけるグループホームの役割について検証し、誰でも広く利用できるよう推進するとともに、サービスの質の向上についても福祉サービス事業者等に働きかけていきます。

② 公営住宅、賃貸住宅への入居サポート

住み慣れた地域において暮らすために、市営住宅等の公的賃貸住宅の積極的な活用に努めます。一般の賃貸住宅への入居支援、保証人問題や緊急時の対応を行う居住サポート事業について、利用状況を検証し、更なる充実を図り、継続して実施します。

障がいに対する偏見や差別等の問題解決に向けては、関係機関との連携を図り、情報提供や周知に努めます。

③ 入所施設の充実

対象者の状況やその家族の状況により、入所を真に必要とする障がいのある人がいるのも現実です。今後は、障害者支援施設や救護施設等の入所に向けての利用調整や、入所施設の機能強化、人材育成及び退所者に対するフォロー体制の構築に努めます。

また、入所施設で進む高齢化対策が必要な時代が到来しています。新たな入所施設の整備が困難な状況から、今後、高齢の障がいのある人（特に知的障がい）への支援の在り方について、個々の入所施設の枠を超えた市全体の問題として研究する場を設ける等、問題解決について取り組んでいきます。

基本方針３　いきいきとした生活づくり

（１）療育の充実

発達に不安や遅れのある子どもにとって、早期の適切な療育は重要です。必要な時に適切な療育が受けられるように、地域の療育体制を整備し、就学前から学校教育と連携する等、保健、医療、福祉、教育が一体となって取り組みます。

① 通所支援の量と質の確保

市内の児童発達支援や放課後等デイサービス事業の状況は、質、量ともにまだまだ不足しているのが現状です。今後は、新規事業所参入の促進を働きかけ、児童通所施設への研修の実施等を児童発達支援センター等と連携して推進します。

② 地域療育の推進

発達に不安や遅れのある子どもやその家族が、住み慣れた生活の場所で安心して適切な保育・教育・療育が受けられるよう、地域療育を基本として推進します。児童発達支援センターの機能強化として創設される保育所等訪問支援や障害児等療育支援事業等の活用によりサービスの充実を図っていきます。

（２）共生教育の充実

障がいの有無にかかわらず、お互いが尊重し合い共に社会で生活していくことができるよう、幼少期からの共生教育を推進します。幼児教育から高等教育等への一貫した支援体制を整備します。

① 就学前教育

様々な偏見をなくし、お互いが尊重し認め合える感性を育むには、幼少期からの取り組みが重要です。どの子どもも、共に学び共に生活できることがあたり前となるよう、幼稚園等と連携、協力し交流を図る等体制整備に努めていきます。

② 特別支援教育

小中学校と特別支援学校との研修・研究等の連携を通じて、特別支援教育の推進に努めます。今後は高等学校や大学等、高等教育の場への普及啓発にも努めていきます。

どの子どもも自らが希望する場で適切な教育が受けられるよう体制を整備し、教員に対する研修等を通じて質の確保と向上に努めます。

また、重症児、難病児等、医療との連携が不可欠な子どもの教育の場の確保を図ります。

③ キャリア教育

幼少期からの一貫した個別の教育支援計画にのっとって、すべての子どもたちの「生きる力」を育み、自立に向けた「働く意味」の理解を進めるキャリア教育の理念の普及啓発に努めていきます。

④ 生涯教育

地域の一員としてより良い社会生活を営むため、生涯を通じて学ぶ機会を増やし、スポーツや文化活動による社会参加の機会を提供し、自己実現と達成感を感じることができる生涯学習を充実させます。

（３）就労支援の充実

人それぞれの「働きたい」という思いに応えるため、希望に応じた支援を行うとともに、働きやすい環境づくりを進めていくことが重要です。

医療機関、教育機関、福祉関係機関、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、企業等と連携して、相談から就労そして就労継続へと、個々に応じた多様な働き方への支援を推進します。

また、障がい特性に応じた医療面等での適切な配慮について、周知、啓発に努め、就労している障がい者及び雇用者の相互理解を進めます。

① 就労相談窓口の整備

就労を希望する人にとって、入口となる相談支援は非常に重要です。

ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターはもとより、若年者就職支援センターや若者サポートステーション、各就労関係のサービス事業所や障がい者総合相談窓口の就労支援専門員等、幅広い就労相談機関との連携強化を推進し、利用者にとって分かりやすい情報の提供に努めます。

また、関係機関との連携を基に、各相談窓口の質の向上を図るため、研修等を通してバックアップに努めます。

② 職場定着支援

就労へ向けての取り組みも大切ですが、就職後の職場定着も重要です。

今後は企業との連携強化を図り、離職率が高い現状等を検証した上で、ジョブコーチ制度を活用した職場の人間関係の構築支援や、続けて働き易い環境づくりのため障がい特性への理解を図る等、就労後の職場及び家庭生活においてのアフターフォロー体制の整備等に努めていきます。

③ 企業等への啓発

障がい者意向調査のアンケート結果にも「一般企業の理解が必要」と答えた方は全体の約 70%にもなります。今後は企業等の従業員に対し、障がい等への理解を深めてもらう研修会の実施や、障がい者の実習や体験の受け入れ促進等の啓発に努めます。また、障害者雇用促進策の周知・活用を呼び掛け、障がい者雇用の成功事例の紹介等、雇用拡大へ向けての取り組みを推進します。

④ 職業訓練の機会確保

就労を目指す人にとって職業訓練の機会や選択できる職種が多いことは重要です。既存の職業訓練の充実だけでなく、利用者にとってさらに選択肢が広がる職種の開発や訓練内容の多様化等、利用者のニーズに応じて各関係機関と連携し検討していきます。

⑤ 福祉的就労の促進（工賃向上へ向けての取組み）

障がい者意向調査のアンケート結果から、「福祉的就労をしている方」は全体の約 25%、「今後も福祉サービス事業所等で働きたい」という方も全体の約 34%を占めています。しかし、県内の平均工賃は月額 14,231 円（平成 23 年度）と低迷しているのが現状です。

今後は県の工賃向上計画にのっとり、各福祉サービス事業所や就労関係機関と連携し工賃向上に向けてより一層取り組んでいきます。

⑥ 就労支援機関の連携

現在、各機関で推進している就労支援策を関係付け、求職者と事業主とのニーズのマッチングを行うための情報の一元化や、就労後の生活を安定するための各福祉サービスの連携等、職場や生活場面においてトータルでフォローアップを図る等の、障がい者就労を点ではなく面で支えることを目的とした就労支援ネットワークの構築を図ります。

（４）社会参加の促進

ひとりひとりが、地域の一員としてより良い社会生活を営むため、スポーツや文化活動等様々な場面において社会参加及びその選択の機会をつくり、自己実現と達成感を感じることができる地域社会を推進します。

① 当事者活動支援

当事者個人及び当事者団体の個性を肯定してそれぞれの自主的な活動を促し、地域社会における交流活動等を支援していきます。

② 地域行事への参加

各種文化講座の開催や生涯学習施設等の利用促進等の余暇活動の場を提供するとともに、公民館活動等の地域行事において、誰もが地域の一員として参加しやすい環境づくりを推進していきます。

③ 文化的活動（スポーツ、芸術等）支援

障がい者スポーツ大会の実施や、多様なスポーツ競技の紹介等、スポーツに親しみ、参加する機会を提供し、スポーツ活動の充実を図ります。また、関係機関と連携して指導者の育成に努め、障がい者スポーツの振興を図ります。

第４章 松山市第３期障害福祉計画の目標を達成するための施策

本市では、障害者自立支援法第８８条の規定に基づき、平成２３年度に「第３期障害福祉計画」を策定しました。

この「第３期障害福祉計画」は、障害者自立支援法や国の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」という。）に基づき、平成２６年度末までの重点的数値目標を設定し、その目標に基づく平成２４年度から平成２６年度までのサービスの見込量とその確保のための方策を検討し、本市の障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、その円滑な実施を確保するための計画です。

この「第３期障害福祉計画」においては、平成２６年度末までに重点的に取り組む３点の目標を定めていますが、具体的に方策を検討し実施に取り組まなければ実現困難であり、そのためには官民が協働して互いに達成するための努力を行うことが不可欠です。

そこで、障がい者福祉の現状把握と課題の洗い出し、課題解決のための施策研究を行なった結果、下記のような具体的施策についての提言があり、この提言に沿って平成２６年度末までに重点的に取り組む３点の目標を達成するための施策を展開していきます。

障害福祉計画の概要

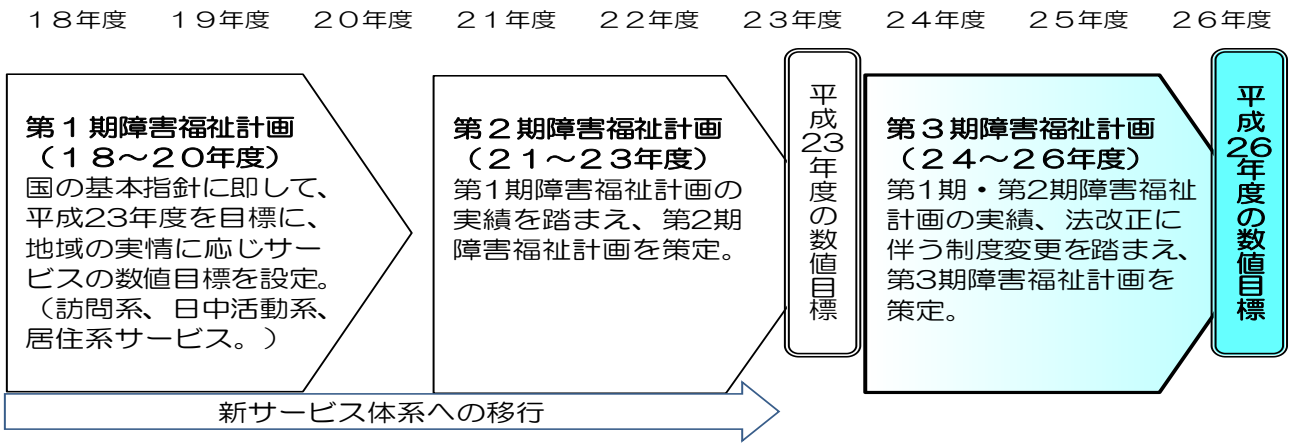

目　標　１　　施設入所者の地域生活への移行

○　目標数値

⑴　平成２６年度末までに、平成１７年１０月１日現在の施設入所者（４７０人）の３割(１４１人)が地域生活に移行することを目指します。

⑵　平成２６年度末の施設入所者数を１０％(４７人)削減することを目指します。

○　現　　状

障がい者意向調査の結果、施設入所者のうち今後も引き続き入所していたいとの回答は、身体障がい 78.0%、知的障がい 80.7%となっており、その理由としては「障がいが重いから」「介護してくれる者がいないから」「退所しても行くところがない」の順で挙げられています。

知的障がい者の退所後の受け皿としては、障害者自立支援法に基づくグループホームやケアホーム（以下「グループホーム等」という。）がありますが、入所施設を運営している社会福祉法人等には自己資金でグループホーム等を整備するだけの資力を有するものは少ないため、専ら民間の借家を活用していましたが、建築基準法や消防法の関係から既存の建物を利用するのは難しく、依然としてグループホーム等への移行が進んでいません。

また、身体障がい者グループホームについては市内にはありません。日本の住宅事情からバリアフリー化された住宅は少なく、特に重度の肢体不自由者にとって在宅での生活を考えるのは困難なことから、退所を考える身体障がい者は少ないのが現状です。障がい者意向調査では「問題が解消したら退所したい」及び「いずれは退所したい」と回答した身体障がい者は 51.8%となっています。

一方、障がいの程度や家族の状況により、入所を真に必要とする人もいます。

○　施　　策

① 障害者グループホーム等の建設費等補助事業の継続

社会福祉法人がグループホーム等の建設を行なう場合に、安全で良好な環境のグループホーム等の整備により障がい者の地域生活移行が一層推進することを目的として、整備資金の一部補助を行なう松山市社会福祉施設建設費等補助金制度を継続します。

② 相談支援提供体制の整備充実

施設から退所し地域生活を送ろうとする障がい者に対して、住居の確保等の地域生活に移行するための相談等を行う地域移行支援と、常時の連絡体制確保や障がい特性により生じる緊急事態の相談対応等を行う地域定着支援によるサポートを推進し、退所までに、スムーズな地域生活移行を目指した計画相談支援を行う等、相談支援提供体制の充実整備を図ります。

目　標　２　福祉施設利用者の一般就労への移行

○　目標数値

平成２６年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を平成１７年度の一般就労者数（９人）を４倍(３６人)にすることを目指します。

○　現　　状

障がい者意向調査の結果、現在働いている障がい者は、身体障がい 34.3%、知的障がい 44.7%、精神障がい 21.9%となっています。特に現在働いている知的障がい者のうち、68.5%が福祉施設で働いていますが、そのうち 34.4%が一般の企業（会社）などで働くことを希望しています。

また、一般の企業（会社）で働けない理由として、「障がいの程度や体調のため」「自分に合った仕事が見つからない」「仕事をちゃんとこなせる自信がない」の順で挙げられています。また、就労に必要な支援としては、「企業（会社）にもっと理解してもらえるような支援をしてほしい」「どんな企業（会社）があるか、情報を提供してほしい」「相談できる窓口を拡大してほしい」「通勤など、就労を支える生活面での支援が欲しい」の順で挙げられています。

現在、就労に関する相談支援機関としてハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、高等技術専門校、職業訓練支援センターや就労継続支援、就労移行支援事業所等があり、各々の役割で各々のネットワークをもって障がい者の一般就労への促進を図っているところです。しかし、福祉施設利用者が一般就労を希望する場合、中核となる機関が無いため必ずしも効率的ではないという意見もあります。

○　施　　策

就労機会の拡大と職場定着支援

行政、一般企業からの求人増加を図る為、障がい等への理解を深めてもらう研修等の開催や周知啓発に努めます。また、就職後の職場定着を推進するため、ジョブコーチ制度の活用や、各種サポートについて就労している障がい者及び雇用者に対して情報提供を行う等、続けて働きやすい環境づくり、フォローアップ体制の仕組みづくりについて、更に自立支援協議会で検討していきます。

目　標　３　入院中の精神障がい者の地域生活への移行

○　目標数値

本市独自の数値目標の設定は行いませんが、入院中の精神障がい者の地域生活への移行は重要な課題であり、愛媛県や精神科病院等の関係機関とも連携し、第１期・第２期福祉計画に引き続いて地域移行へ向けた各種の取り組みを推進していきます。

○　現　　状

障がい者意向調査の結果、現在、入所（もしくは入院）している精神障がい者のうち 75.0%が、いずれは退所（退院）したいと回答しています。また、入所（入院）を続けたい理由として、33.3%が「行くところがないから」を理由に挙げています。

○　施　　策

①　障害者グループホーム等の建設費等補助事業の継続（再掲）

社会福祉法人等がグループホーム等の建設整備改修を行なう場合に、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行推進のための、退院後の住居の確保を目的として、整備資金の一部補助を行なう松山市社会福祉施設建設費等補助金制度の活用を継続します。

②　相談支援提供体制の整備（再掲）と各種住宅への入居サポートの充実

平成２１年度より実施している居住サポート事業の更なる活用による、住居の確保等の地域生活に移行するための相談等を行う地域移行支援と、常時の連絡体制確保や障がい特性により生じる緊急事態の相談対応等を行う地域定着支援を推進します。また、医療機関から退院し地域生活を送ろうとする障がい者に対して、退院までにスムーズな地域生活移行を目指した計画相談支援を行うなど、相談支援提供体制の充実整備を図ります。

③　松山市グループホーム等活用型外泊体験事業の充実継続

地域生活移行や地域定着を目指す精神障がい者のため、将来グループホーム等への入居を希望する者が，実際にグループホーム等での生活を体験することにより，地域生活へのスムーズな移行や定着を促進することを目的とします。現在、入院中の方だけでなく、在宅障がい者も将来家族の高齢化等で入居を要する場合に備えて、積極的に活用していきます。

第5章　計画の推進体制

障がい者の地域生活を支援するために、地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有、個別事例への支援のあり方に関する協議、調整、地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議を行う自立支援協議会を立ち上げています。

今後は、その協議会の中で計画の達成状況の検証や施策の展開について検討していきます。

松山市自立支援協議会組織図

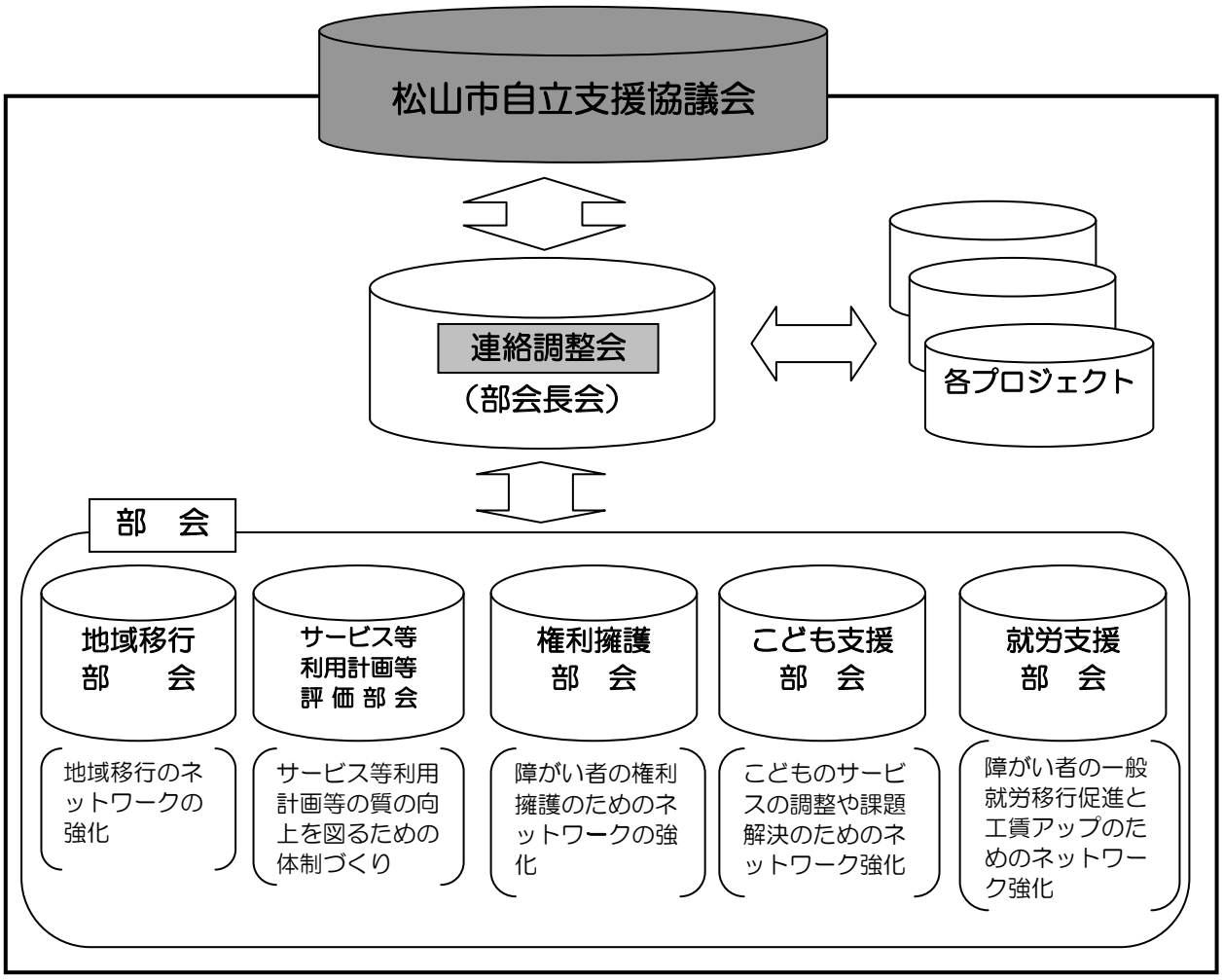

資　料　編

1　障がい者意向調査アンケート結果

1．調査実施期間

平成 24 年２月

2．調査対象者

18 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳交付者

3．調査方法

郵送によるアンケート送付、回収、無記名

4．送付数と回収数

送付数、回収数、回収率

	送付数	回収数	回収率（%）
身体障がい者	2,200	1,104	50.2
知的障がい者	350	199	56.9
精神障がい者	200	114	57.0
合　　計	2,750	1,417	51.5

5．集計結果

設問ごとに、集計結果の表とグラフを掲示した。

グラフ化に当っては、回答者を「合計」と障害別に「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」に分け、ＳＡ（単数回答）については、100 分率の帯びグラフで表した。ＭＡ（複数回答）については、棒グラフで表した。

また一部の設問では、年齢を「18 歳～29 歳」、「30 歳～39 歳」、「40 歳～49 歳」、「50 歳～59 歳」、「60 歳～64 歳」に分け、年齢区分別の集計も行った。

（１）回答者

問１　このアンケートに、実際に答えていただいているのはどなたですか? 一つだけ選んで番号に○印をつけてください １．本人、２．親、３．兄弟・親戚、４．ホームヘルパー、５.支援者(施設職員・相談員・看護師など) ６．その他(　　)

調査票記入者が「本人」である割合は、全体で 79.0%を占めた。「障害別」にみると、「身体障害」と「精神障害」ではそれぞれ 84.4%、92.1%と高い割合を示した。一方「知的障害」では 41.2%にとどまり、「親」が 36.2%、「支援者」が 15.6%と代理記入が多く見られた。

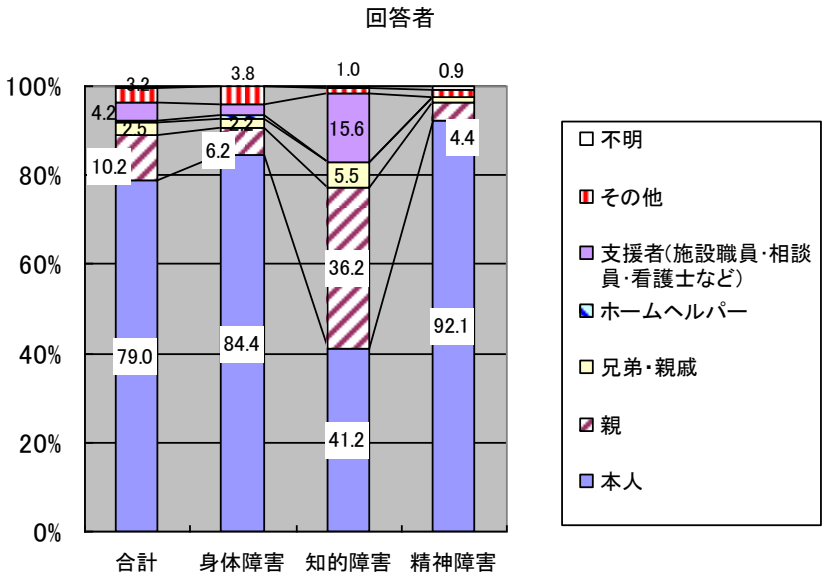

		全体	問１　回答者（ＳＡ）						
			本人	親	兄弟・親戚	ホームヘルパー	支援者(施設職員･相談員･看護士など)	その他	不明
合計		1417	1119	145	36	7	60	46	4
		100.0	79.0	10.2	2.5	0.5	4.2	3.2	0.3
障害別	身体障害	1104	932	68	24	7	29	42	2
		100.0	84.4	6.2	2.2	0.6	2.6	3.8	0.2
	知的障害	199	82	72	11	0	31	2	1
		100.0	41.2	36.2	5.5	0.0	15.6	1.0	0.5
	精神障害	114	105	5	1	0	0	2	1
		100.0	92.1	4.4	0.9	0.0	0.0	1.8	0.9

その他の主な内容　　・配偶者、知人、成年後見人

（２）性別　（３）年齢

問２　あなたの性別についておたずねします。 一つだけ選んで番号に○をつけてください。
１．男性　　２．女性

問３　あなたの年齢についておたずねします。（　）内に現在の年齢を記入してください。
（　　）歳

年齢の分布は、「60～64 歳」が 31.5%、「50～59 歳」が 27.6%と、全体の 6 割程度を 50 歳以上が占めた。平均年齢は 49.5 歳であった。

「障害別」にみると、「身体障害」では「60～64 歳」が 37.9%、「50～59 歳」が 30.8%と全体の 7 割程度を 50 歳以上が占めた。平均年齢は 52.3 歳であった。

「知的障害」では、「18～29 歳」が 35.7%、「30～39 歳」が 29.6%と、全体の 7 割程度を 39 歳以下が占めた。平均年齢は 36.3 歳であった。

「精神障害」では、「30～39 歳」が 23.0%、「40～49 歳」が 27.4%、「50～59 歳」が 24.8%と、30 歳から 50 歳未満がほぼ均等に占め、全体の 7 割程度を示した。平均年齢は 45.4 歳であった。

「性別」をみると、全体では「男性」が 56.1%で、「女性」が 43.9%であった。

.

障害と年齢

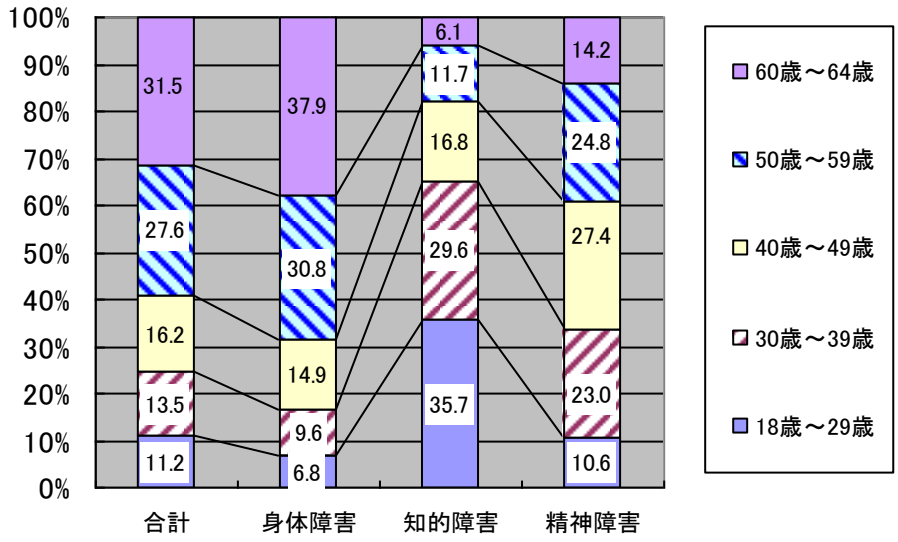

		合　計						平均年齢
		計	18 歳～29 歳	30 歳～39 歳	40 歳～49 歳	50 歳～59 歳	60 歳～64 歳	
合　計		1,394	156	188	226	385	439	49.5 歳
障害別	身体障害	1,085	74	104	162	334	411	52.3 歳
	知的障害	196	70	58	33	23	12	36.3 歳
	精神障害	113	12	26	31	28	16	45.4 歳

		男						女					
		計	18 歳～29 歳	30 歳～39 歳	40 歳～49 歳	50 歳～59 歳	60 歳～64 歳	計	18 歳～29 歳	30 歳～39 歳	40 歳～49 歳	50 歳～59 歳	60 歳～64 歳
合　計		782	93	100	135	208	246	612	63	88	91	177	193
障害別	身体障害	609	47	55	95	183	229	476	27	49	67	151	182
	知的障害	113	42	33	21	11	6	83	28	25	12	12	6
	精神障害	60	4	12	19	14	11	53	8	14	12	14	5

（４）生活の場所

問４　あなたは今、どこで暮らしていますか。つぎのうち一つだけ選んで番号に○をつけてください。
１．自分の家やアパート　２．会社の寮　３．施設　４．グループホーム・ケアホーム　５．入院中
６．その他（　　）

生活の場所は、全体として「自分の家やアパート」が 80.0%を占めた。

「障害別」に見ても、「自分の家やアパート」の割合が全ての障害において最も大きかった。

「知的障害」では、「施設」が 21.1%、「グループホーム・ケアホーム」が 7.0%を占め、相対的に他の２障害より高くなった。

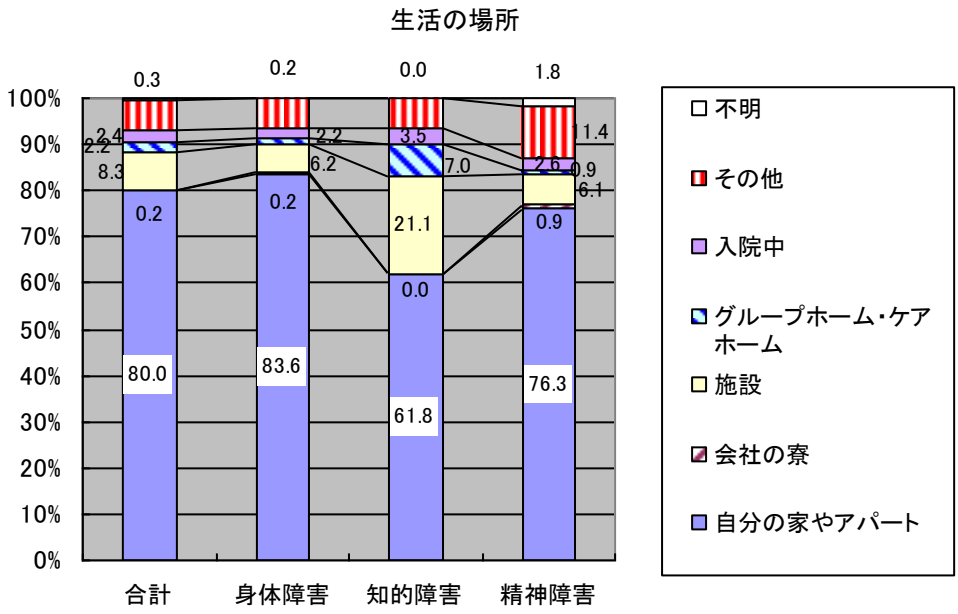

		全体	問４　生活の場所（ＳＡ）						
			自分の家やアパート	会社の寮	施設	グループホーム・ケアホーム	入院中	その他	不明
合計		1417	1133	3	117	31	34	95	4
		100.0	80.0	0.2	8.3	2.2	2.4	6.7	0.3
障害別	身体障害	1104	923	2	68	16	24	69	2
		100.0	83.6	0.2	6.2	1.4	2.2	6.3	0.2
	知的障害	199	123	0	42	14	7	13	0
		100.0	61.8	0.0	21.1	7.0	3.5	6.5	0.0
	精神障害	114	87	1	7	1	3	13	2
		100.0	76.3	0.9	6.1	0.9	2.6	11.4	1.8

その他の主な内容　　・実家、公営住宅、借家、親族の家

（５）同居者

問５　あなたは今、だれと暮らしていますか。あてはまるものすべてを選んで番号に○をつけてください。
１．ひとりで暮らしている　２．配偶者（妻または夫）　３．父母（配偶者の父母を含む）
４．子ども　５．兄弟姉妹　６．祖父・祖母　７．その他（親戚や友人、会社の同僚、施設の仲間など）

全体では、「配偶者（39.2%）」、「父母（31.1%）」、「子ども（22.1%）」の順で多かった。

「障害別」にみると、「身体障害」は「配偶者（49.2%）」、「子ども（27.3%）」「父母（25.4%）」の順で多かった。

「知的障害」は、「父母（56.3%）」「兄弟姉妹（24.1%）」の順で多く、「父母」「兄弟姉妹」とも他の障害に比べて多い傾向にあった。

「精神障害」も「知的障害」と同様に、「父母」が 43.0%と最も大きいが、次に「ひとり」が 36.8%であった。独居の割合は他の障害に比べ高い傾向にあった。

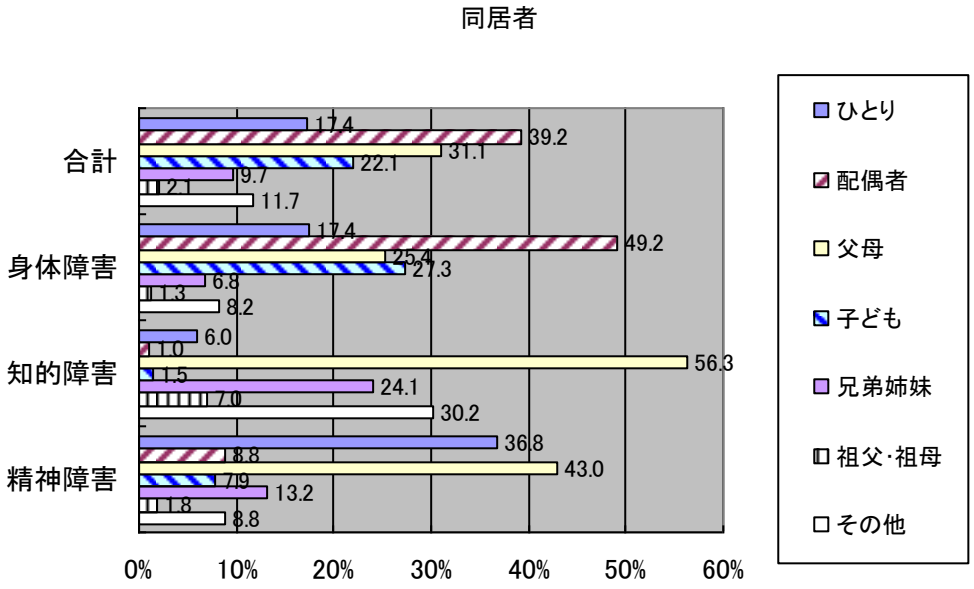

		全体	問５　同居者（MA）							
			ひとり	配偶者	父母	子ども	兄弟姉妹	祖父･祖母	その他	不明
合計		1417	246	555	441	313	138	30	166	8
		100.0	17.4	39.2	31.1	22.1	9.7	2.1	11.7	
障害別	身体障害	1104	192	543	280	301	75	14	90	6
		100.0	17.4	49.2	25.4	27.3	6.8	1.3	8.2	
	知的障害	199	12	2	112	3	48	14	60	1
		100.0	6.0	1.0	56.3	1.5	24.1	7.0	30.2	
	精神障害	114	42	10	49	9	15	2	10	1
		100.0	36.8	8.8	43.0	7.9	13.2	1.8	8.8	

「年齢区分別」でみると、「18～29 歳」では「父母」の 77.8%が最も多く、次が「兄弟姉妹」の 33.3%であった。

年齢区分が上がるに従い、「父母」「兄弟姉妹」が減少し、代わって「配偶者」の割合が高くなった。「子ども」の割合も高くなるが、「40～49 歳」以降では横ばいであった。

「ひとり」の割合は年齢区分が上がるに従って増加し、「60～64 歳」で 26.5%と最も高くなった。

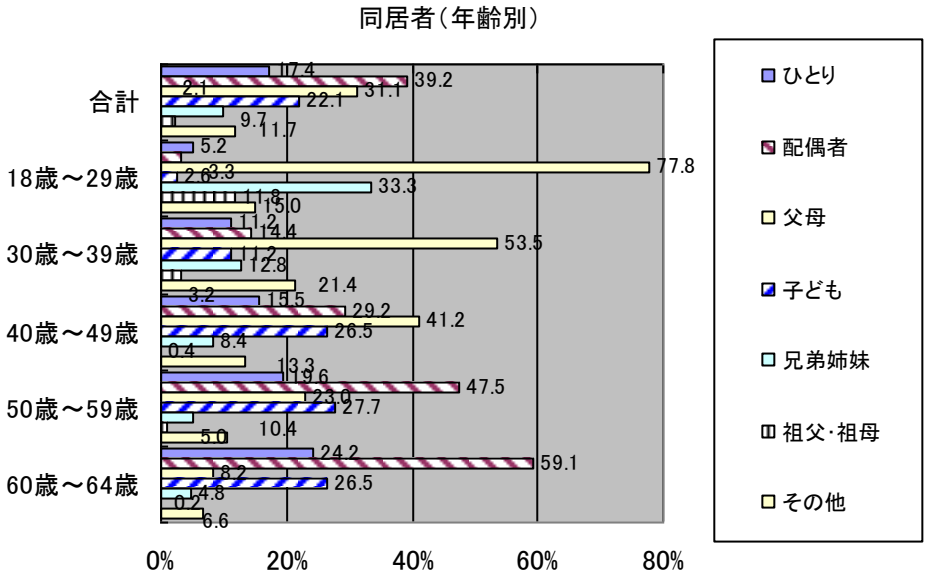

		全体	問５　同居者（MA）							
			ひとり	配偶者	父母	子ども	兄弟姉妹	祖父･祖母	その他	不明
合計		1417	246	555	441	313	138	30	166	8
		100.0	17.4	39.2	31.1	22.1	9.7	2.1	11.7	
問３年齢	18 歳～29 歳	153	8	5	119	4	51	18	23	0
		100.0	5.2	3.3	77.8	2.6	33.3	11.8	15.0	
	30 歳～39 歳	187	21	27	100	21	24	6	40	0
		100.0	11.2	14.4	53.5	11.2	12.8	3.2	21.4	
	40 歳～49 歳	226	35	66	93	60	19	1	30	2
		100.0	15.5	29.2	41.2	26.5	8.4	0.4	13.3	
	50 歳～59 歳	383	75	182	88	106	19	4	40	1
		100.0	19.6	47.5	23.0	27.7	5.0	1.0	10.4	
	60 歳～64 歳	438	106	259	36	116	21	1	29	3
		100.0	24.2	59.1	8.2	26.5	4.8	0.2	6.6	
	不明	30	1	16	5	6	4	0	4	2
		100.0	3.3	53.3	16.7	20.0	13.3	0.0	13.3	

（６）昼間いっしょにいる人

問６　あなたは、昼間だれといますか。あてはまるものすべてを選んで番号に○をつけてください。
１．ひとりで暮らしている　２．配偶者（妻または夫）　３．父母（配偶者の父母を含む）
４．子ども　５．兄弟姉妹　６．祖父・祖母　７．その他（親戚や友人、会社の同僚、施設の仲間など）

全体では、「その他（34.4%）」「ひとり（27.2%）」「配偶者（25.1%）」の順で多かった。

「障害別」にみると、「身体障害」は「配偶者(31.8%)」「ひとり(29.1%)」「その他(28.9%)」の順で多かった。

「知的障害」は、「その他」が 66.8%と最も多く、次に「父母」が 42.2%であった。「その他」「父母」とも他の障害と比べて多い傾向を示した。

「精神障害」は、「ひとり（46.5%）」「父母（36.8%）」「その他（30.7%）」の順で多かった。「ひとり」は他の障害と比べて多い傾向を示した。

昼間いっしょにいる人

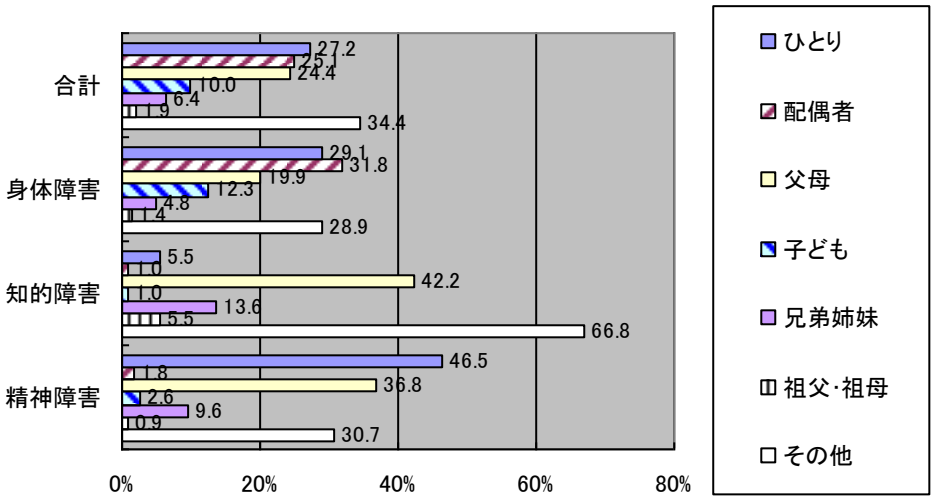

		全体	問６　昼間いっしょにいる人（MA）							
			ひとり	配偶者	父母	子ども	兄弟姉妹	祖父･祖母	その他	不明
合計		1417	385	355	346	141	91	27	487	48
		100.0	27.2	25.1	24.4	10.0	6.4	1.9	34.4	
障害別	身体障害	1104	321	351	220	136	53	15	319	38
		100.0	29.1	31.8	19.9	12.3	4.8	1.4	28.9	
	知的障害	199	11	2	84	2	27	11	133	8
		100.0	5.5	1.0	42.2	1.0	13.6	5.5	66.8	
	精神障害	114	53	2	42	3	11	1	35	2
		100.0	46.5	1.8	36.8	2.6	9.6	0.9	30.7	

「年齢区分別」でみると、「18～29 歳」では「父母（59.5%）」、「その他（58.8%）」、「兄弟姉妹（22.2%）」が大きな比率を占めた。

「年齢区分」が上がるに従い、「その他」、「父母」、「兄弟姉妹」が減少する一方で、「配偶者」や「ひとり」が増加した。「40～49 歳」では、「その他（39.8%）」、「父母（32.3%）」と「ひとり（25.7%）」が同程度を占めたが、「60～64 歳」では、「配偶者」が 43.4%、「ひとり」が 35.8%と増加した。

昼間いっしょにいる人（年齢別）

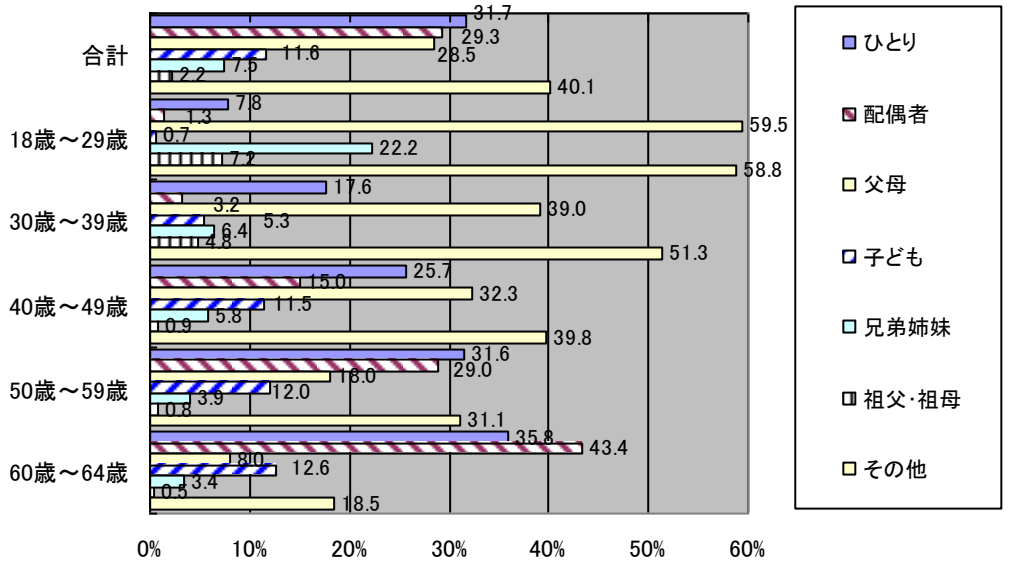

		全体	問６　昼間いっしょにいる人（MA）							
			ひとり	配偶者	父母	子ども	兄弟姉妹	祖父･祖母	その他	不明
合計		1417	385	355	346	141	91	27	487	48
		100.0	31.7	29.3	28.5	11.6	7.5	2.2	40.1	
問３年齢	18 歳～29 歳	153	12	2	91	1	34	11	90	2
		100.0	7.8	1.3	59.5	0.7	22.2	7.2	58.8	
	30 歳～39 歳	187	33	6	73	10	12	9	96	4
		100.0	17.6	3.2	39.0	5.3	6.4	4.8	51.3	
	40 歳～49 歳	226	58	34	73	26	13	2	90	10
		100.0	25.7	15.0	32.3	11.5	5.8	0.9	39.8	
	50 歳～59 歳	383	121	111	69	46	15	3	119	13
		100.0	31.6	29.0	18.0	12.0	3.9	0.8	31.1	
	60 歳～64 歳	438	157	190	35	55	15	2	81	16
		100.0	35.8	43.4	8.0	12.6	3.4	0.5	18.5	
	不明	30	4	12	5	3	2	0	11	3
		100.0	13.3	40.0	16.7	10.0	6.7	0.0	36.7	

（７）介護が必要な場合の介護者

問７　介護が必要なとき、あなたはだれに介護をしてもらっていますか。あてはまるものすべてを選んで番号に○をつけてください。
１．配偶者（妻または夫）　２．父母（配偶者の父母を含む）　３．子ども　４．兄弟姉妹
５．祖父、祖母　６．ヘルパーなど介護専門の人　７．その他（親戚や友人、仲間など）

全体では、「配偶者」が 33.0％と最も高く、続いて「父母（26.4％）」、「ヘルパーなど介護専門の人（21.9％）」となった。

「障害別」にみると、「身体障害」では「配偶者」が 41.4％で最も高く、「父母（20.7％）」「ヘルパーなど介護専門の人（20.5％）」「子ども（18.3％）」が同程度で続いていた。

「知的障害」では、「父母」が 49.2％と約半数を占めた。また、「ヘルパーなど介護専門の人」も 29.6％と約 3 割を占めた。

「精神障害」でも「父母」が 42.1％と最も多く、次に「ヘルパーなど介護専門の人（22.8％）」が続いていた。

介護者

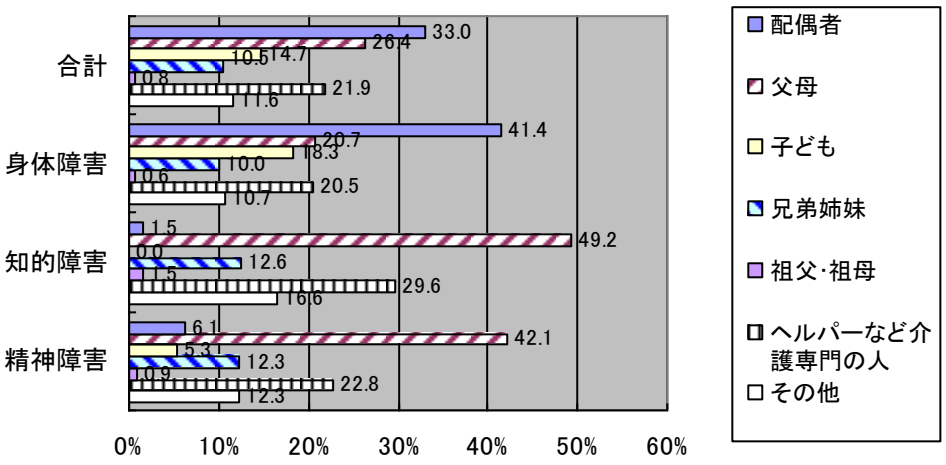

		全体	問７　介護者（MA）							
			配偶者	父母	子ども	兄弟姉妹	祖父･祖母	ヘルパーなど介護専門の人	その他	不明
合計		1417	467	374	208	149	11	311	165	228
		100.0	33.0	26.4	14.7	10.5	0.8	21.9	11.6	
障害別	身体障害	1104	457	228	202	110	7	226	118	178
		100.0	41.4	20.7	18.3	10.0	0.6	20.5	10.7	
	知的障害	199	3	98	0	25	3	59	33	30
		100.0	1.5	49.2	0.0	12.6	1.5	29.6	16.6	
	精神障害	114	7	48	6	14	1	26	14	20
		100.0	6.1	42.1	5.3	12.3	0.9	22.8	12.3	

「年齢区分別」でみると、「18～29 歳」では「父母」が 68.0%と最も高く、続いて「ヘルパーなど介護専門の人（17.6%）」、「兄弟姉妹（15.0%）」「その他（15.0%）」となった。

「30～39 歳」、「40～49 歳」でも「父母」がそれぞれ 55.6%、41.2%と最も高かった。しかし、2 番目に高い割合を示したものは、「30～39 歳」では、「ヘルパーなど介護専門の人」の 26.7%、「40～49 歳」では、「配偶者」の 23.5%と異なる結果となった。

「50～59 歳」、「60～64 歳」では、「配偶者」がそれぞれ 38.6%、51.4%と最も高かった。「60～64 歳」では、「子ども（22.6%）」、「ヘルパーなど介護専門の人（19.6%）」が「配偶者」に続いた。

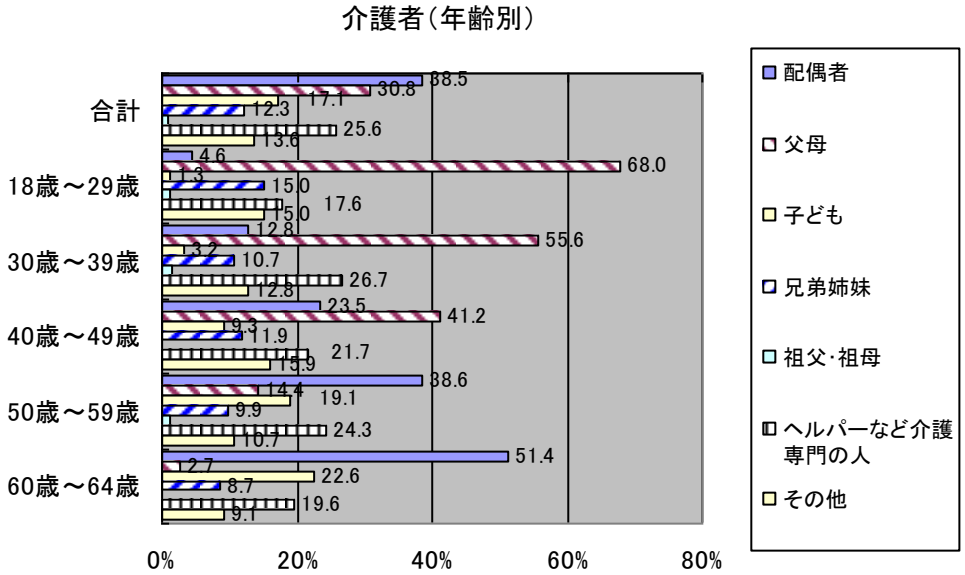

		全体	問７　介護者（MA）							
			配偶者	父母	子ども	兄弟姉妹	祖父･祖母	ヘルパーなど介護専門の人	その他	不明
合計		1417	467	374	208	149	11	311	165	228
		100.0	38.5	30.8	17.1	12.3	0.9	25.6	13.6	
問３年齢	18 歳～29 歳	153	7	104	2	23	2	27	23	21
		100.0	4.6	68.0	1.3	15.0	1.3	17.6	15.0	
	30 歳～39 歳	187	24	104	6	20	3	50	24	28
		100.0	12.8	55.6	3.2	10.7	1.6	26.7	12.8	
	40 歳～49 歳	226	53	93	21	27	1	49	36	30
		100.0	23.5	41.2	9.3	11.9	0.4	21.7	15.9	
	50 歳～59 歳	383	148	55	73	38	5	93	41	67
		100.0	38.6	14.4	19.1	9.9	1.3	24.3	10.7	
	60 歳～64 歳	438	225	12	99	38	0	86	40	74
		100.0	51.4	2.7	22.6	8.7	0.0	19.6	9.1	
	不明	30	10	6	7	3	0	6	1	8
		100.0	33.3	20.0	23.3	10.0	0.0	20.0	3.3	

（８）入院、入所した時期

問８　いつから入所していますか。入所した時期をお書きください。
昭和＿＿＿年、または平成＿＿＿　年頃から
（集計は、回答年数をカテゴリー化した）

全体では、「平成 20 年以降」が 35.9％と最も高く、続いて「昭和 63 年以前」「平成 15～19 年」がともに 17.9％で続いており、長期と短期への二極化の傾向が見受けられた。

「障害別」にみると、「身体障害」では「平成 20 年以降」が 41.9％で最も多く、「平成 15～19 年（19.6％）」で続いた。

「知的障害」では、「昭和 63 年以前」が 28.1％で最も多く、次に「平成 15～19 年」が 24.6％で続いた。

「精神障害」では「平成 20 年以降」が 46.2％と半数近くを占めており、次に「平成 15～19 年」が 30.8％を占め、平成 15 年以降の入院、入所が約 8 割を占めた。

入院、入所した時期

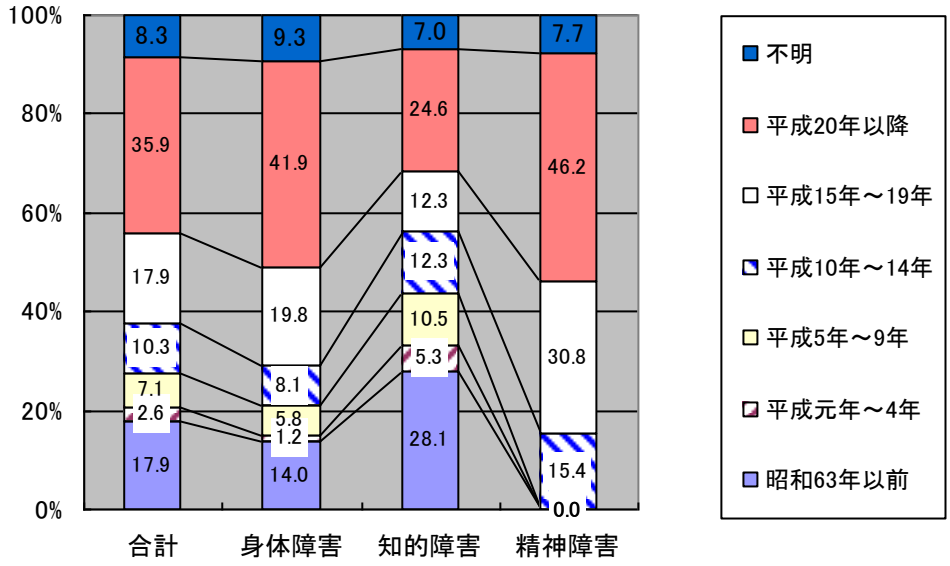

		全体	問８　入所時期						
			昭和 63 年以前	平成元年～4 年	平成 5 年～9 年	平成 10 年～14 年	平成 15 年～19 年	平成 20 年以降	不明
合計		156	28	4	11	16	28	56	13
		100.0	17.9	2.6	7.1	10.3	17.9	35.9	8.3
障害別	身体障害	86	12	1	5	7	17	36	8
		100.0	14.0	1.2	5.8	8.1	19.8	41.9	9.3
	知的障害	57	16	3	6	7	7	14	4
		100.0	28.1	5.3	10.5	12.3	12.3	24.6	7.0
	精神障害	13	0	0	0	2	4	6	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	15.4	30.8	46.2	7.7

（９）入所、退所の希望

問９　このまま入所を続けたいですか、それとも、いずれは退所したいですか。希望するものを一つだけ選んで番号に○をつけてください。
１．今後も引き続き入所していたい　　２．いずれは退所したい

現在入所（もしくは入院）されている方に対する「入所、退所の希望」を全体で見ると、「今後も引き続き入所していたい」が 74.8%と高い比率を示した。

「障害別」にみると、「身体障害」では「今後も引き続き入所していたい」が 78.0%、「知的障害」でも、「今後も引き続き入所していたい」が 80.7%と高い比率を示した。

一方「精神障害」では「いずれは退所したい」が 75.0%で、「今後も引き続き入所していたい」の 25.0%を大きく上回った。

退所希望

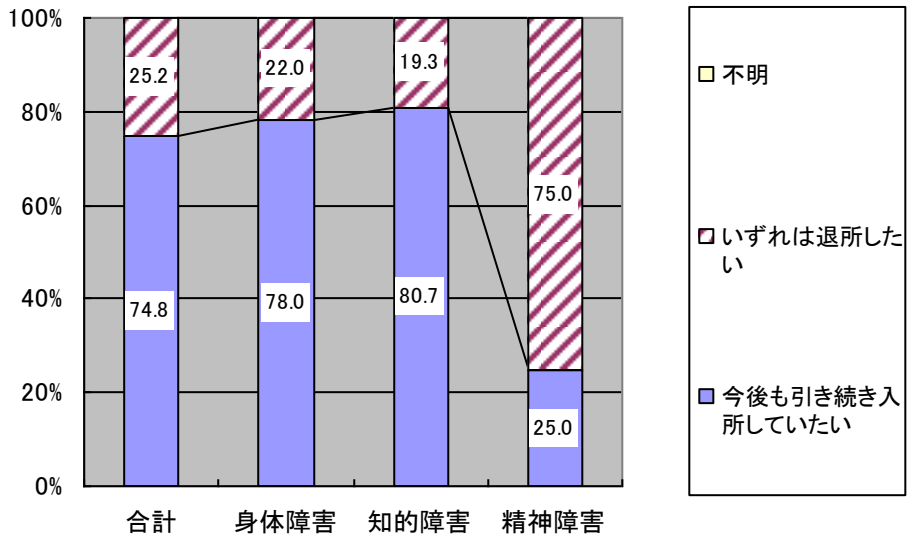

		全体	問９　退所希望（ＳＡ）		
			今後も引き続き入所していたい	いずれは退所したい	不明
合計		151	113	38	0
		100.0	74.8	25.2	0.0
障害別	身体障害	82	64	18	0
		100.0	78.0	22.0	0.0
	知的障害	57	46	11	0
		100.0	80.7	19.3	0.0
	精神障害	12	3	9	0
		100.0	25.0	75.0	0.0

「年齢区分別」でみると、「今後も引き続き入所していたい」は年齢にかかわらず７割前後を占めた。

退所希望（年齢別）

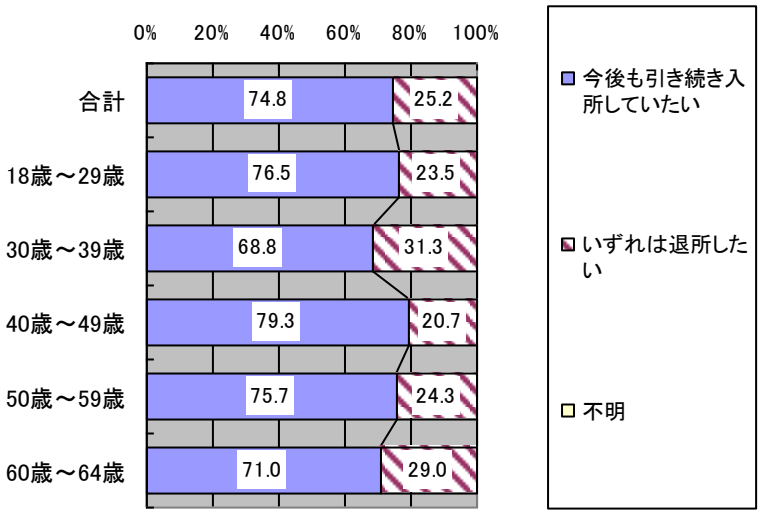

		全体	問９　退所希望　（ＳＡ）		
			今後も引き続き入所していたい	いずれは退所したい	不明
合計		151	113	38	0
		100.0	74.8	25.2	0.0
問３年齢	18歳～29歳	17	13	4	0
		100.0	76.5	23.5	0.0
	30歳～39歳	32	22	10	0
		100.0	68.8	31.3	0.0
	40歳～49歳	29	23	6	0
		100.0	79.3	20.7	0.0
	50歳～59歳	37	28	9	0
		100.0	75.7	24.3	0.0
	60歳～64歳	31	22	9	0
		100.0	71.0	29.0	0.0
	不明	5	5	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0

（１０）施設入所者の入所を続けたい理由

問 10　施設に入所していたい理由は次のうちどれですか。あてはまるものをいくつでも選んで番号に○をつけてください。

１．障害が重いから　２．退所しても行くところがないから　３．介護してくれる人がいないから
４．経済的に不安だから　５．その他（　　）

今後も入所（もしくは入院）していたい理由を全体で見ると、「障害が重いから」が 45.6%と最も高く、次に「介護してくれる者がいないから」が 38.6%、「退所しても行くところがないから」が 21.1%となった。

「障害別」にみると、「身体障害」では、「障害が重いから」、「退所しても行くところがないから」がともに 47.0%と最も高かった。

「知的障害」では、「障害が重いから」が 47.6%と最も高く、次に「介護してくれる者がいないから」「退所しても行くところがないから」がともに 28.6%であった。

「精神障害」については、「退所しても行くところがないから（33.3%）」が、他の障害に比べて高く、次に同比率で「障害が重いから」、「介護してくれる者がいないから」、「経済的に不安だから」が並んだ。

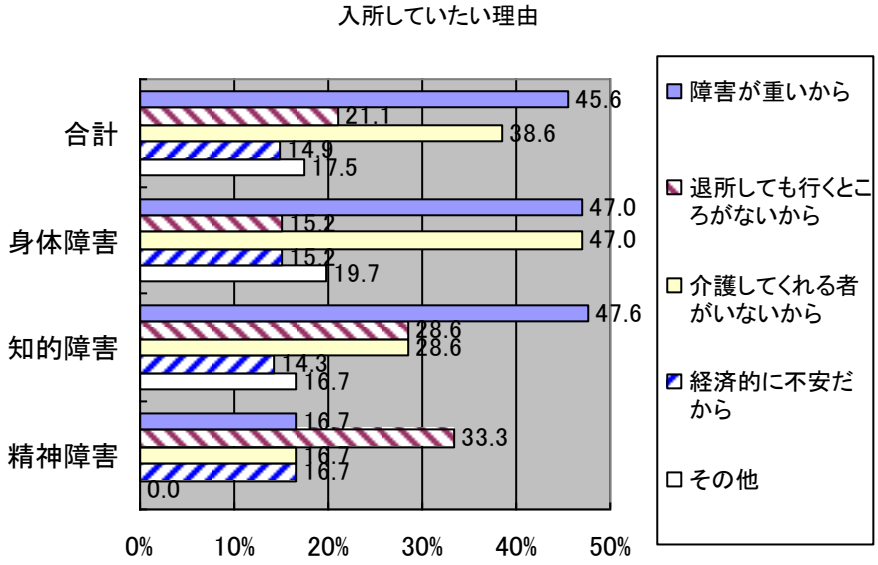

		全体	問 10　入所していたい理由（MA）					
			障害が重いから	退所しても行くところがないから	介護してくれる者がいないから	経済的に不安だから	その他	不明
合計		114 100.0	52 45.6	24 21.1	44 38.6	17 14.9	20 17.5	25
障害別	身体障害	66 100.0	31 47.0	10 15.2	31 47.0	10 15.2	13 19.7	14
	知的障害	42 100.0	20 47.6	12 28.6	12 28.6	6 14.3	7 16.7	8
	精神障害	6 100.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	1 16.7	0 0.0	3

その他の主な内容　　・楽しく生活している、仲間がいる、両親が高齢、保証人が必要

「入所していたい理由」を「年齢区分別」にみると、すべての年齢区分で「障害が重いから」が最も多くなった。

「介護してくれる者がいないから」は、40 歳未満では 3 割以下であるが、40 歳以上では 3 割を超えた。

「退所してからも行くところがないから」、「経済的に不安だから」は、年齢が上がるにつれて増加する傾向があった。

入所していたい理由（年齢別）

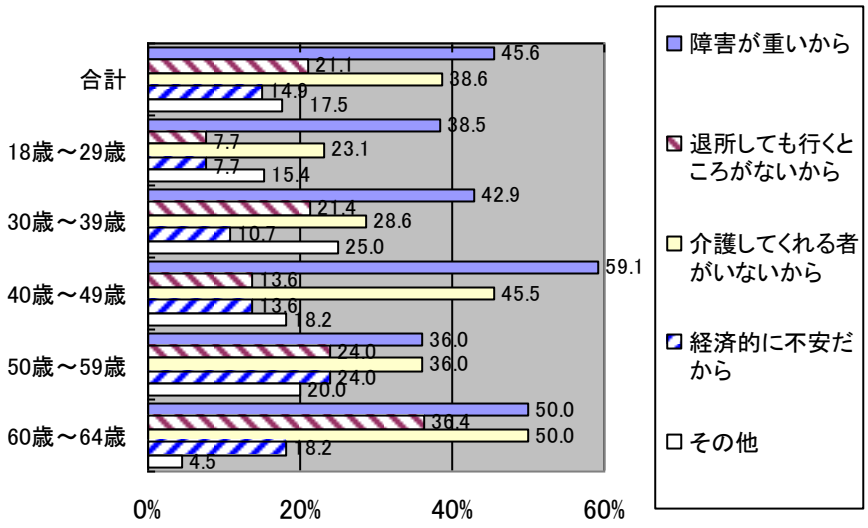

		全体	問 10　入所していたい理由（MA）					
			障害が重いから	退所しても行くところがないから	介護してくれる者がいないから	経済的に不安だから	その他	不明
合計		114	52	24	44	17	20	25
		100.0	45.6	21.1	38.6	14.9	17.5	
問3 年齢	20 歳～29 歳	13	5	1	3	1	2	6
		100.0	38.5	7.7	23.1	7.7	15.4	
	30 歳～39 歳	28	12	6	8	3	7	8
		100.0	42.9	21.4	28.6	10.7	25.0	
	40 歳～49 歳	22	13	3	10	3	4	4
		100.0	59.1	13.6	45.5	13.6	18.2	
	50 歳～59 歳	25	9	6	9	6	5	4
		100.0	36.0	24.0	36.0	24.0	20.0	
	60 歳～64 歳	22	11	8	11	4	1	3
		100.0	50.0	36.4	50.0	18.2	4.5	
	不明	4	2	0	3	0	1	0
		100.0	50.0	0.0	75.0	0.0	25.0	

（１１）解消したら退所したいか

問 11　前の問（問１０）の理由が解消できるとしたら、退所を希望されますか。つぎのうち一つだけ選んで番号に○をつけてください。
１．退所したい　　２．退所したくない

「解消した場合の退所希望」を全体でみると、「退所したい」が 30.8%を占めた。

「障害別」にみると、「知的障害」は、「退所したい」が 19.0%と他の障害よりも低い値を占めた。

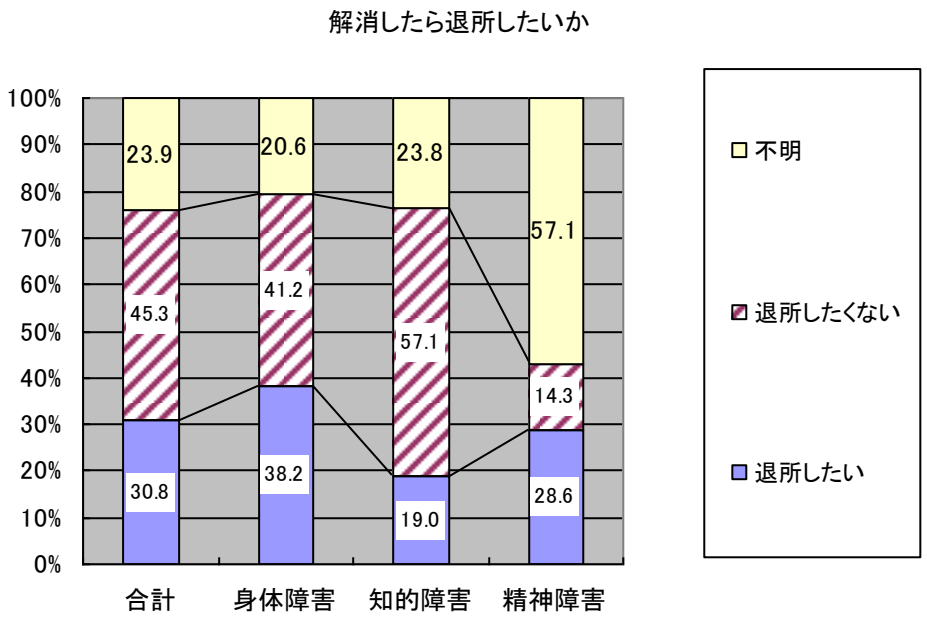

		全体	問 11　解消したら退所したいか（ＳＡ）		
			退所したい	退所したくない	不明
合計		117	36	53	28
		100.0	30.8	45.3	23.9
障害別	身体障害	68	26	28	14
		100.0	38.2	41.2	20.6
	知的障害	42	8	24	10
		100.0	19.0	57.1	23.8
	精神障害	7	2	1	4
		100.0	28.6	14.3	57.1

「問９入所、退所の希望」の設問に「今後も引き続き入所していたい」と回答した方が、入所理由が解消できるとしたら、退所を希望するかどうか検討を行った。

問９で「今後も引き続き入所していたい」と回答した方は全体の 74.8%であった。また、入所していたい方を対象とした問１１の設問で、入所理由が解消できるとしても退所したくないと回答した割合は、全体の 45.3%であった。

問９と問１１を関連付けて検討すると、入所している方が入所理由が解消できるとしても退所したくない割合は、74.8%に 45.3%を乗じた 33.9%であった。同様に算出すると、入所している方が入所理由が解消できたら退所したい割合は、23.0%であった。

上記を表にまとめると以下のとおりとなる。

		問 9&問 11　退所希望（入所理由の解消を含む）				
		いずれは退所したい	解消したら退所したい	退所したくない	不明	退所希望（再掲）
合計		25.2	23.0	33.9	17.9	48.2
障害別	身体障害	22.0	29.8	32.1	16.1	51.8
	知的障害	19.3	15.4	46.1	19.2	34.7
	精神障害	75.0	7.1	3.6	14.3	82.1

全体で見ると、「いずれは退所したい」と「解消したら退所したい」の合計（以下、「退所希望」という）が 48.2%と概ね過半数を示した。

「障害別」にみると、「知的障害」は、「退所希望」が 34.7%と他の障害と比べて低く、「精神障害」は、「退所希望」が 82.1%と他の障害と比べて高い値を示した。

（１２）退所後の希望先

問 12　退所する場合には、どこに行きたいですか。つぎのうち一つだけ選んで番号に○をつけてください。

１．自宅　２．親類宅　３．グループホーム・ケアホーム　４．公営住宅　５．民間の賃貸住宅
６．その他（　　）

全体をみると、「自宅」が 58.3%で最も多かった。「障害別」にみても、「身体障害」「知的障害」では、「自宅」が高い傾向にあった。

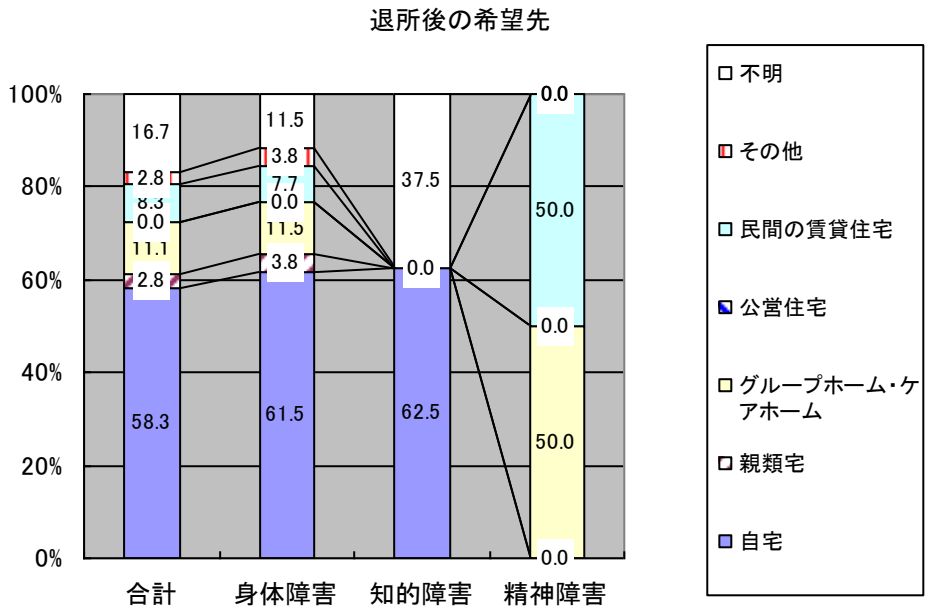

		全体	問 12　退所後の希望先（ＳＡ）						
			自宅	親類宅	グループホーム・ケアホーム	公営住宅	民間の賃貸住宅	その他	不明
合計		36	21	1	4	0	3	1	6
		100.0	58.3	2.8	11.1	0.0	8.3	2.8	16.7
障害別	身体障害	26	16	1	3	0	2	1	3
		100.0	61.5	3.8	11.5	0.0	7.7	3.8	11.5
	知的障害	8	5	0	0	0	0	0	3
		100.0	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5
	精神障害	2	0	0	1	0	1	0	0
		100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0

（１３）退所するにあたって困ること

問 13　退所するにあたって、困っていることはありますか。あてはまるものをいくつでも選んで番号に○をつけてください。

１．自宅のつくりが住みにくい（床に段差がある、ろうかが狭いなど）

２．経済的に不安である　３．公営・賃貸住宅への入居に必要な保証人がいない

４．家（住む場所）がない　５．介護してくれる人がいない　６．その他（　　）

全体をみると、「介護してくれる人がいない」が 58.3%と半数を示し、以下「経済的に不安がある」の 33.3%、「自宅のつくりが住みにくい」の 22.2%、「家（住む場所）がない」の 19.4%と続いた。

「障害別」にみると、「身体障害」、「知的障害」でも、「介護してくれる人がいない」が高値を示した。

退所するにあたって困っていること

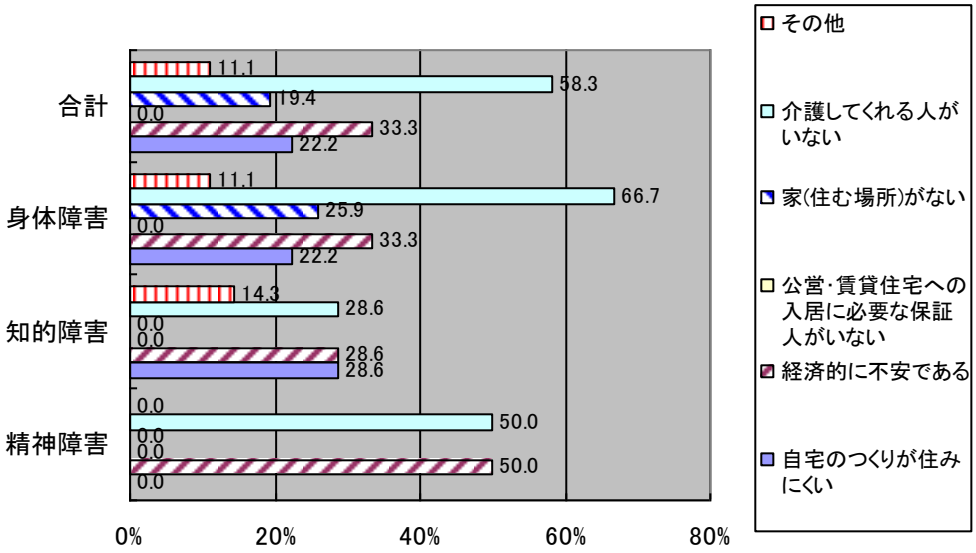

		全体	問 13　退所するにあたって困ること（MA）						
			自宅のつくりが住みにくい	経済的に不安である	公営･賃貸住宅への入居に必要な保証人がいない	家(住む場所)がない	介護してくれる人がいない	その他	不明
合計		36	8	12	0	7	21	4	7
		100.0	22.2	33.3	0.0	19.4	58.3	11.1	
障害別	身体障害	27	6	9	0	7	18	3	4
		100.0	22.2	33.3	0.0	25.9	66.7	11.1	
	知的障害	7	2	2	0	0	2	1	3
		100.0	28.6	28.6	0.0	0.0	28.6	14.3	
	精神障害	2	0	1	0	0	1	0	0
		100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	

その他の主な内容　　・同居者への負担

（１４）退所に必要な支援

問 14　どういった支援があれば退所できると思いますか。あてはまるものをいくつでも選んで番号に○をつけてください。

１．困った時、いつでも相談できる人や場所を増やしてほしい
２．困った時、いつでもすごせる場所を増やしてほしい
３．ショートステイ（２～３日の間いつでも泊まれるところ）を増やしてほしい
４．家族の介護負担を軽くするサービスを提供してほしい
５．経済的な援助を増やしてほしい（お金がないため）
６．金銭の管理をする支援を提供してほしい（お金の管理ができにくいため）
７．退所するための体験や訓練を行なう場を増やしてほしい
８．住める家を確保してほしい　　９．その他（　　）

全体では「困った時、いつでも相談できる人や場所を増やしてほしい」が 55.3%で過半数を超え最も多く、次に「家族の介護負担を軽くするサービスを提供してほしい」が 35.9%、「経済的な援助を増やしてほしい」が 36.8%、「困った時、いつでもすごせる場所を増やしてほしい」が 31.6%と続いた。

「障害別」にみると、「身体障害」でも「困った時、いつでも相談できる人や場所を増やしてほしい」が 64.3%と高い値を示した。「知的障害」では、「家族の介護負担を軽くするサービスを提供してほしい」が 37.5%と高い値を示した。

退所に必要な支援

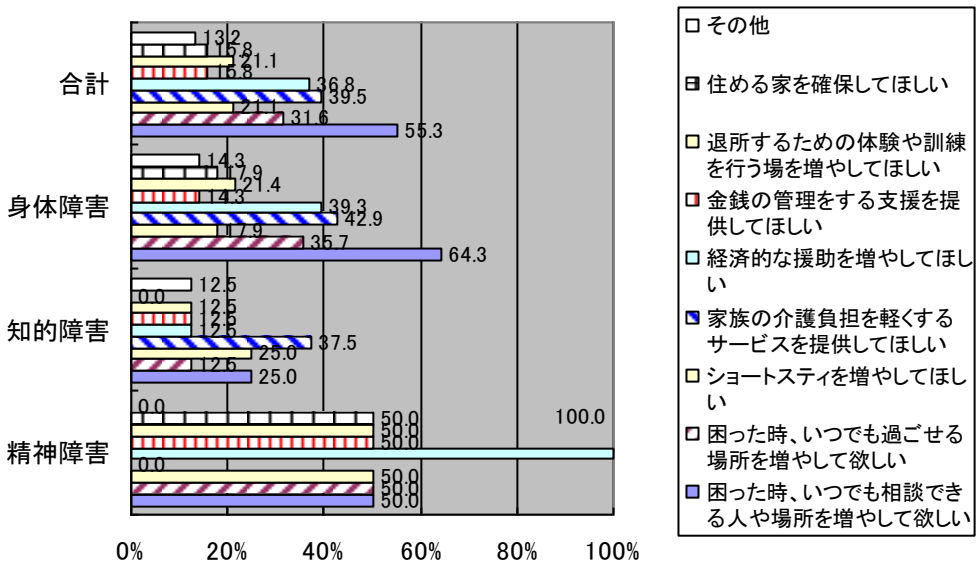

		全体	問14　退所に必要な支援　（MA）									
			困ったとき、いつでも相談できる人や場所を増やしてほしい	困ったとき、いつでも過ごせる場所を増やしてほしい	ショートスティを増やしてほしい	家族の介護負担を軽くするサービスを提供してほしい	経済的な援助を増やしてほしい	金銭の管理をする支援を提供してほしい	退所するための体験や訓練を行う場を増やしてほしい	住める家を確保してほしい	その他	不明
合計		38	21	12	8	15	14	6	8	6	5	8
		100.0	55.3	31.6	21.1	39.5	36.8	15.8	21.1	15.8	13.2	
障害別	身体障害	28	18	10	5	12	11	4	6	5	4	3
		100.0	64.3	35.7	17.9	42.9	39.3	14.3	21.4	17.9	14.3	
	知的障害	8	2	1	2	3	1	1	1	0	1	4
		100.0	25.0	12.5	25.0	37.5	12.5	12.5	12.5	0.0	12.5	
	精神障害	2	1	1	1	0	2	1	1	1	0	1
		100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	

その他の主な内容　　・ホールヘルパーの充実、地域の理解

（１５）就労の状況

問 15　あなたは現在働いていますか。一つだけ選んで番号に○をつけてください。 １．働いている　　２．働いていない

全体では「働いていない」が 59.4％と過半数を占めた。

「障害別」にみると、「働いている」の比率は「知的障害」が 44.7％で最も高く、これに「身体障害」が 34.3％で続いた。「精神障害」が最も低く、21.9％であった。

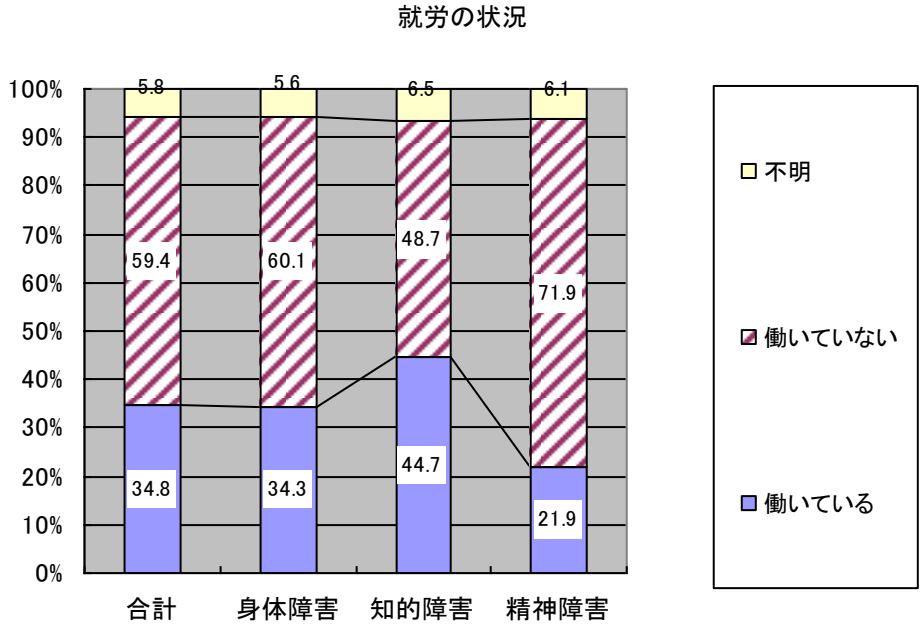

		全体	問 15　就労の状況　（ＳＡ）		
			働いている	働いていない	不明
合計		1417	493	842	82
		100.0	34.8	59.4	5.8
障害別	身体障害	1104	379	663	62
		100.0	34.3	60.1	5.6
	知的障害	199	89	97	13
		100.0	44.7	48.7	6.5
	精神障害	114	25	82	7
		100.0	21.9	71.9	6.1

「年齢区分別」にみると、「働いている」では「18～29 歳」が 43.8%、「30～39 歳」が 43.9%と高い値を示した。年齢が上がるに従って「働いている」は減少し、「60～64 歳」では 25.1%を示した。

就労の状況（年齢別）

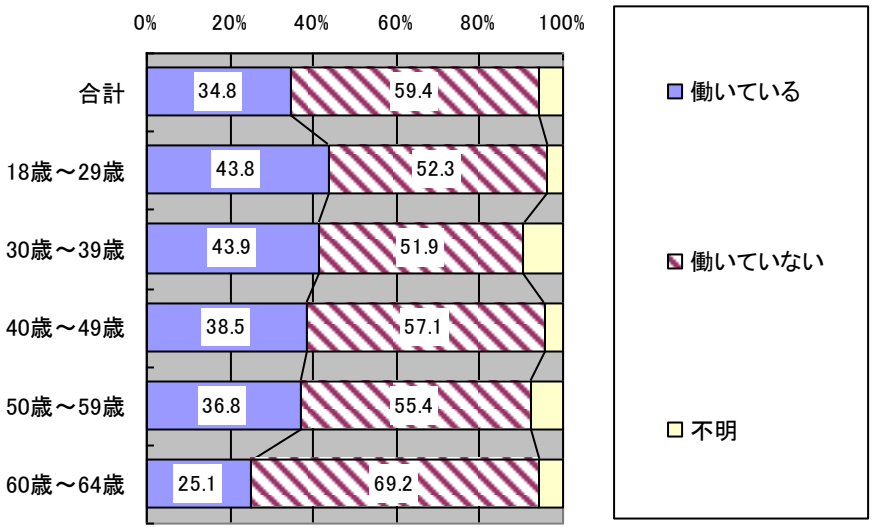

		全体	問 15　就労の状況（ＳＡ）		
			働いている	働いていない	不明
合計		1417	493	842	82
		100.0	34.8	59.4	5.8
問3 年齢	18 歳～29 歳	153	67	80	6
		100.0	43.8	52.3	3.9
	30 歳～39 歳	187	82	97	8
		105.7	43.9	51.9	10.0
	40 歳～49 歳	226	87	129	10
		100.0	38.5	57.1	4.4
	50 歳～59 歳	383	141	212	30
		100.0	36.8	55.4	7.8
	60 歳～64 歳	438	110	303	25
		100.0	25.1	69.2	5.7
	不明	30	6	21	3
		100.0	20.0	70.0	10.0

（１６）現在の働き方

問 16　働いている方におたずねします。どのような働き方をしていますか。つぎのうち一つだけ選んで番号に○をつけてください。

１．障害福祉サービス（就労継続支援・就労移行支援）の事業所や作業所で働いている

２．一般の企業（会社）などで働いている

３．自宅で働いている（在宅就労・内職など）　４．その他（　　）

全体では「一般の企業（会社）」が 50.9％と過半数を示した。以下、「福祉施設（25.6％）」、「自宅（12.6％）」と続いた。

「障害別」にみると、「身体障害」では、「一般の企業（会社）」が 59.1％と高く、次に「自宅」が 15.6％、「福祉施設」が 13.2％であった。

「知的障害」では、「福祉施設」が 68.5％と高い値を示し、「一般の企業（会社）」は 24.7％であった。同様に「精神障害」でも、「福祉施設」が 60.0％と高い値を示し、「一般の企業（会社）」は 20.0％であった。

現在の働き方

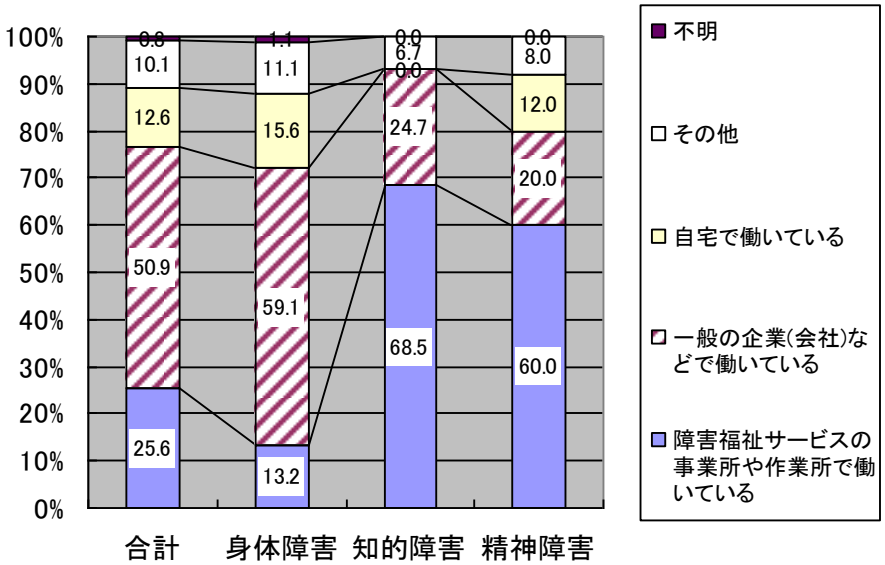

		全体	問 16　現在の働き方（ＳＡ）				
			障害福祉サービスの事業所や作業所で働いている	一般の企業(会社)などで働いている	自宅で働いている	その他	不明
合計		493 100.0	126 25.6	251 50.9	62 12.6	50 10.1	4 0.8
障害別	身体障害	379 100.0	50 13.2	224 59.1	59 15.6	42 11.1	4 1.1
	知的障害	89 100.0	61 68.5	22 24.7	0 0.0	6 6.7	0 0.0
	精神障害	25 100.0	15 60.0	5 20.0	3 12.0	2 8.0	0 0.0

その他の主な内容　　・自営、自治体、医療福祉関係

「年齢区分別」にみると、「福祉施設」での就業は、「18～29 歳」が 59.7%と高い値を示し、年齢が上がるに従い就業比率は低下する傾向にあった。また、「一般の企業（会社）」での就業は、「18～29 歳」では 38.8%と低い比率であったが、年齢が上がるに従い増加し、「60～64 歳」でも、53.6%を示した。「自宅」での就業は、年齢が上がるに従い増加した。

現在の働き方（年齢別）

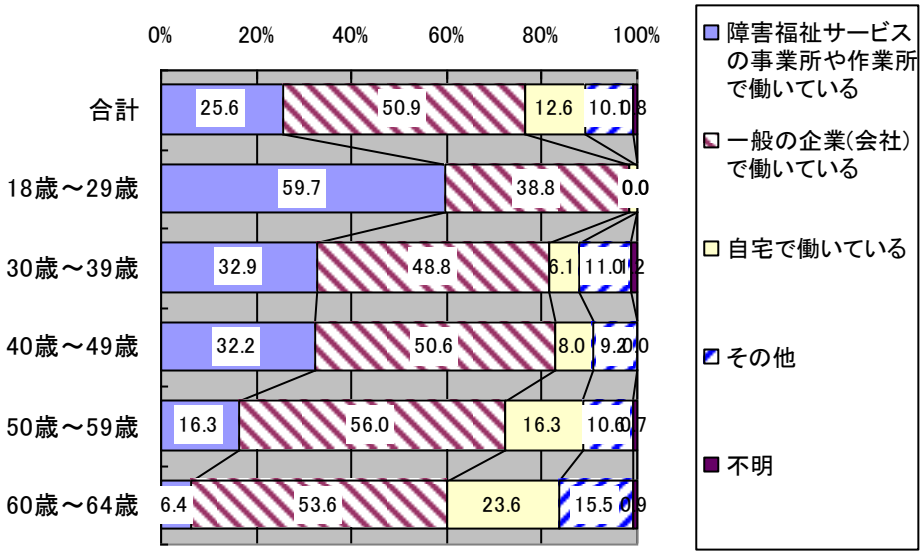

		全体	問 16　現在の働き方（ＳＡ）				
			障害福祉サービスの事業所や作業所で働いている	一般の企業(会社)で働いている	自宅で働いている	その他	不明
合計		493 100.0	126 25.6	251 50.9	62 12.6	50 10.1	4 0.8
問３年齢	18 歳～29 歳	67 100.0	40 59.7	26 38.8	1 1.5	0 0.0	0 0.0
	30 歳～39 歳	82 100.0	27 32.9	40 48.8	5 6.1	9 11.0	1 1.2
	40 歳～49 歳	87 100.0	28 32.2	44 50.6	7 8.0	8 9.2	0 0.0
	50 歳～59 歳	141 100.0	23 16.3	79 56.0	23 16.3	15 10.6	1 0.7
	60 歳～64 歳	110 100.0	7 6.4	59 53.6	26 23.6	17 15.5	1 0.9
	不明	6 100.0	1 16.7	3 50.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7

（１７）一般就労のための支援

問 17　一般の企業（会社）などで働いている方におたずねします。一般の企業（会社）などで働くにあたり、支援が必要なものはなんだと思われますか。つぎのうち一つだけ選んで番号に○をつけてください。

１．支援員などによるハローワークや企業（会社）への同行

２．就労後も継続した支援員などによる定期的な職場訪問

３．一般の企業（会社）などに対する障がい者への理解　　４．試行的雇用　　５．その他（　　）

全体では「一般の企業（会社）の理解」の比率が 71.3％と最も高い値を示した。

「障害別」にみても、「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」ともに「一般の企業（会社）の理解」が最も高かった。「知的障害」、「精神障害」では、「就労後の継続支援」がそれぞれ 27.3％、20.0％と高い値を示した。

一般就労のための支援

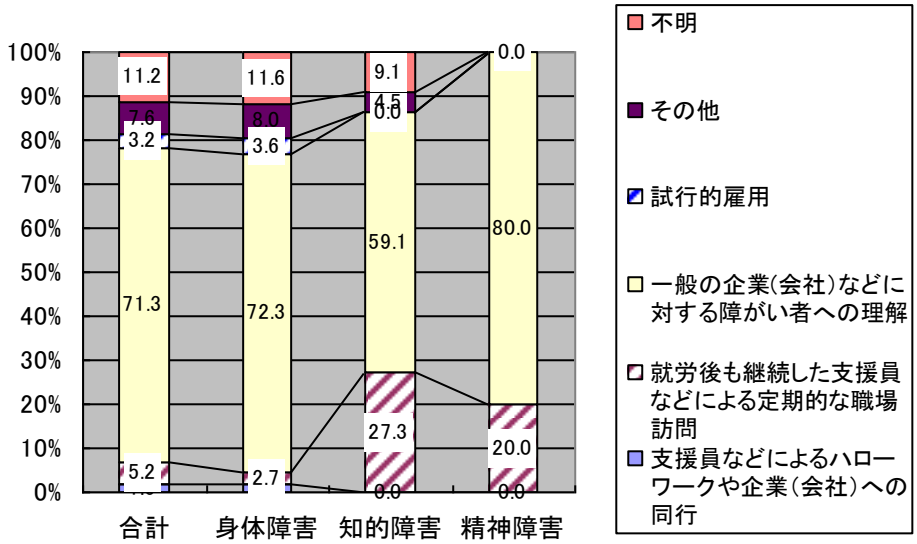

		全体	問 17　一般就労のための支援（ＳＡ）					
			支援員などによるハローワークや企業（会社）への同行	就労後も継続した支援員などによる定期的な職場訪問	一般の企業(会社)などに対する障がい者への理解	試行的雇用	その他	不明
合計		251	4	13	179	8	19	28
		100.0	1.6	5.2	71.3	3.2	7.6	11.2
障害別	身体障害	224	4	6	162	8	18	26
		100.0	1.8	2.7	72.3	3.6	8.0	11.6
	知的障害	22		6	13		1	2
		100.0	0.0	27.3	59.1	0.0	4.5	9.1
	精神障害	5		1	4			
		100.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0

その他の主な内容　　・法整備、支援は必要ない

「年齢区分別」にみると、年齢にかかわらず「一般の企業（会社）の理解」が最も高い値を示した。「18～29 歳」、「30～39 歳」では、「就労後の継続支援」が高い傾向が見られた。

一般就労のための支援（年齢別）

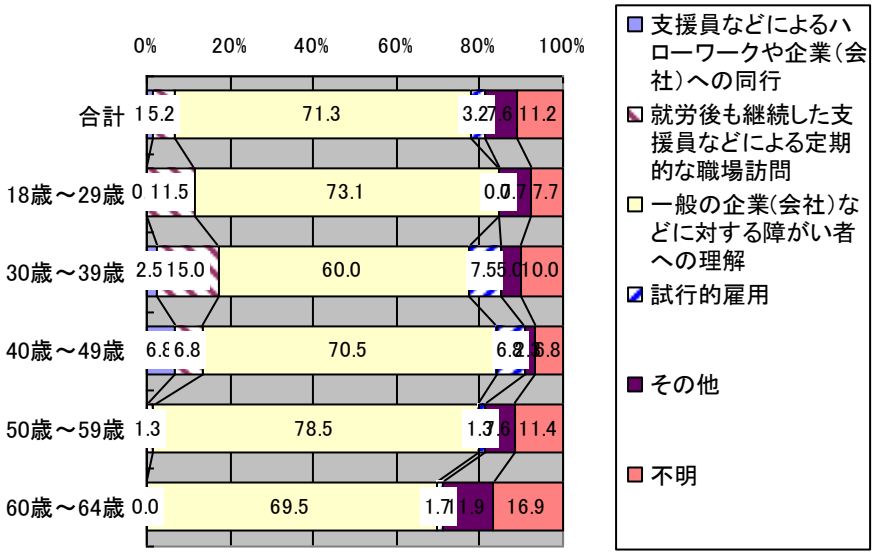

		全体	問 17　一般就労のための支援（ＳＡ）					
			支援員などによるハローワークや企業（会社）への同行	就労後も継続した支援員などによる定期的な職場訪問	一般の企業（会社）などに対する障がい者への理解	試行的雇用	その他	不明
合計		251	4	13	179	8	19	28
		100.0	1.6	5.2	71.3	3.2	7.6	11.2
問3 年齢	18 歳～29 歳	26	0	3	19	0	2	2
		100.0	0.0	11.5	73.1	0.0	7.7	7.7
	30 歳～39 歳	40	1	6	24	3	2	4
		100.0	2.5	15.0	60.0	7.5	5.0	10.0
	40 歳～49 歳	44	3	3	31	3	1	3
		100.0	6.8	6.8	70.5	6.8	2.3	6.8
	50 歳～59 歳	79	0	1	62	1	6	9
		100.0	0.0	1.3	78.5	1.3	7.6	11.4
	60 歳～64 歳	59	0	0	41	1	7	10
		100.0	0.0	0.0	69.5	1.7	11.9	16.9
	不明	3	0	0	2	0	1	0
		100.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0

（１８）一般就労の希望

問 18　障害福祉サービスの事業所（就労継続支援・就労移行支援）や作業所で働いている方におたずねします。一般の企業（会社）などで働くことを希望しますか。つぎのうち一つだけ選んで番号に○をつけてください。 １．働きたい　２．働きたくない　３．その他（　　）

全体では「働きたい」の比率が 41.3%で「働きたくない」の 35.7%を上回った。

「障害別」にみると、「働きたい」の比率は「精神障害」が 53.5%と最も高く、「働きたくない」も 13.3%と最も低かった。「身体障害」では、「働きたい」が 46.0%と「働きたくない」の 30.0%を上回った。一方「知的障害」では「働きたい」が 34.4%と低く、「働きたくない」の 45.9%を下回った。

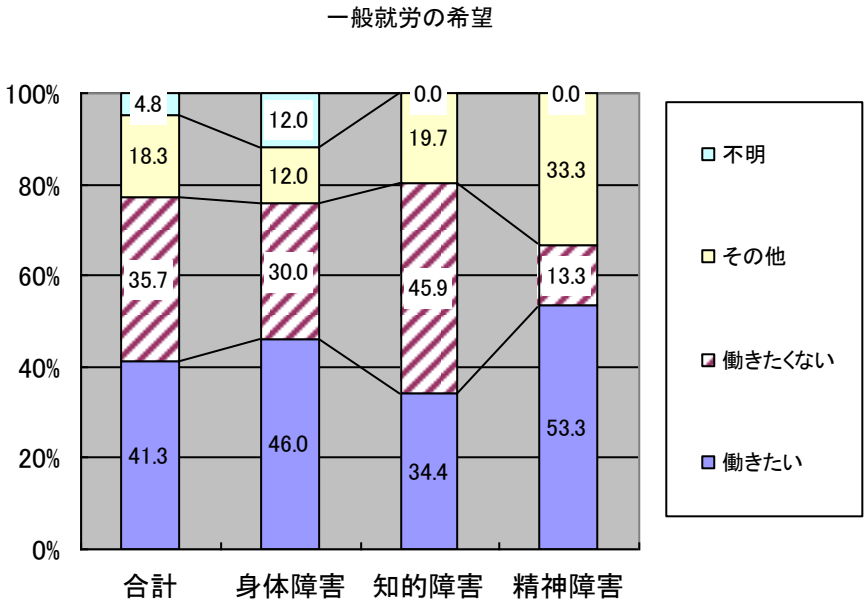

		全体	問 18　一般就労の希望（ＳＡ）			
			働きたい	働きたくない	その他	不明
合計		126 100.0	52 41.3	45 35.7	23 18.3	6 4.8
障害別	身体障害	50 100.0	23 46.0	15 30.0	6 12.0	6 12.0
	知的障害	61 100.0	21 34.4	28 45.9	12 19.7	0 0.0
	精神障害	15 100.0	8 53.3	2 13.3	5 33.3	0 0.0

その他の主な内容　　・働きたいが困難、障害のため無理、不安が多い

「年齢区分別」にみると、「働きたい」のピークは「40～49 歳」が 53.6%を示した。「60～64 歳」では、「働きたくない」が 71.4%を示した。

一般就労の希望（年齢別）

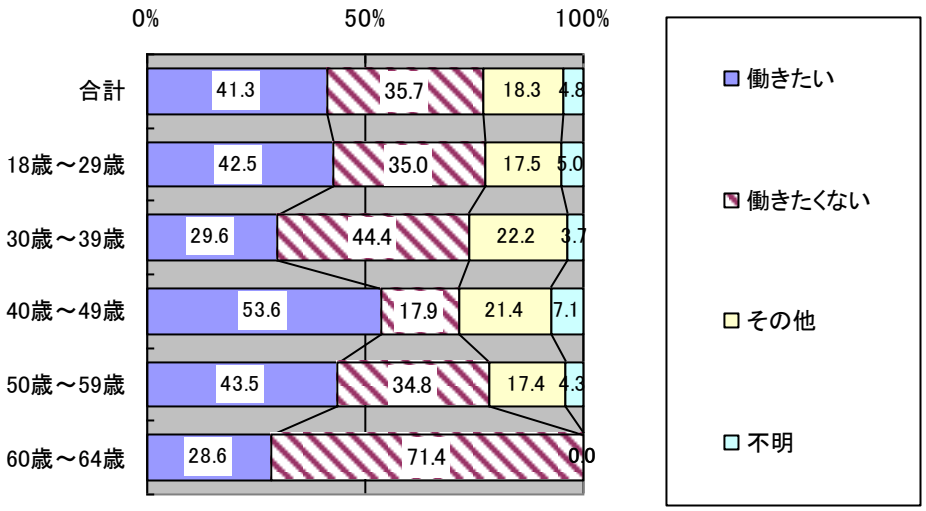

		全体	問 18　一般就労の希望（ＳＡ）			
			働きたい	働きたくない	その他	不明
合計		126	52	45	23	6
		100.0	41.3	35.7	18.3	4.8
問3 年齢	18 歳～29 歳	40	17	14	7	2
		100.0	42.5	35.0	17.5	5.0
	30 歳～39 歳	27	8	12	6	1
		100.0	29.6	44.4	22.2	3.7
	40 歳～49 歳	28	15	5	6	2
		100.0	53.6	17.9	21.4	7.1
	50 歳～59 歳	23	10	8	4	1
		100.0	43.5	34.8	17.4	4.3
	60 歳～64 歳	7	2	5	0	0
		100.0	28.6	71.4	0.0	0.0
	不明	1	0	1	0	0
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

（１９）働きたい場所

問 19　どのような場所で働きたいですか。つぎのうち一つだけ選んで番号に○をつけてください。

１．一般の企業（会社）など

２．障害福祉サービス（就労継続支援・就労移行支援）の事業所や作業所

３．自宅で働きたい（在宅就労・内職など）　　４．その他（　　）

全体では、「一般の企業（会社）」が 34.0％で最も高く、以下「自宅で働きたい（25.9％）」、「その他（20.8％）」、「障害福祉サービスの事業所や作業所（19.3％）」の順であった。

「障害別」にみると、「身体障害」では、「一般の企業（会社）」が 37.0％と高い値を示した。「知的障害」では、「障害福祉サービスの事業所や作業所」が 48.2％とほぼ過半数を占めた。一方、「精神障害」では、働きたい場所が同比率で見られた。

働きたい場所

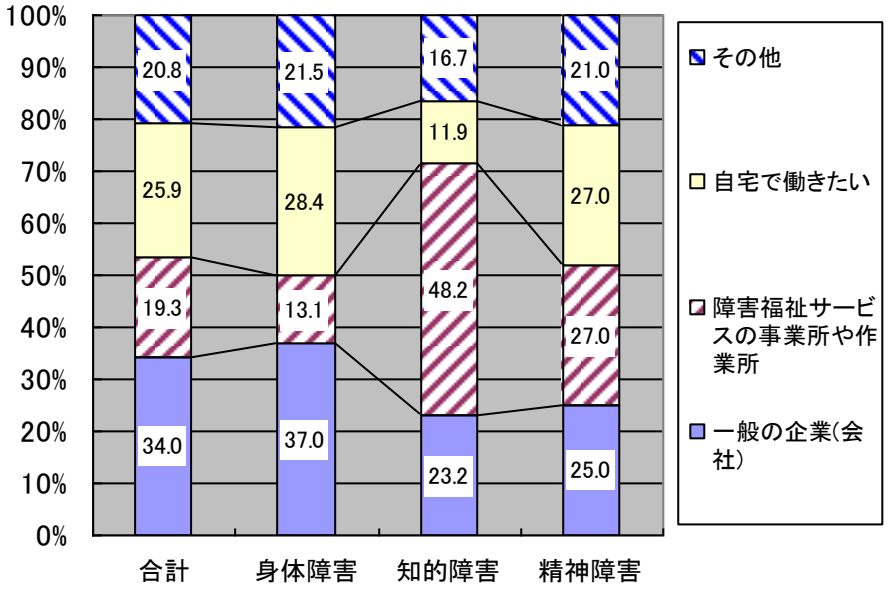

		全体	問 19　働きたい場所（ＳＡ）			
			一般の企業(会社)など	障害福祉サービスの事業所や作業所	自宅で働きたい	その他
合計		1178	401	227	305	245
		100.0	34.0	19.3	25.9	20.8
障害別	身体障害	910	337	119	258	196
		100.0	37.0	13.1	28.4	21.5
	知的障害	168	39	81	20	28
		100.0	23.2	48.2	11.9	16.7
	精神障害	100	25	27	27	21
		100.0	25.0	27.0	27.0	21.0

「年齢区分別」にみると、「18～29 歳」では「一般の企業（会社)」、「障害福祉サービスの事業所や作業所」ともに 4 割近くを占めた。年齢の増加とともに「自宅で働きたい」が増え、「60～64 歳」では 32.6%となった。

働きたい場所（年齢別）

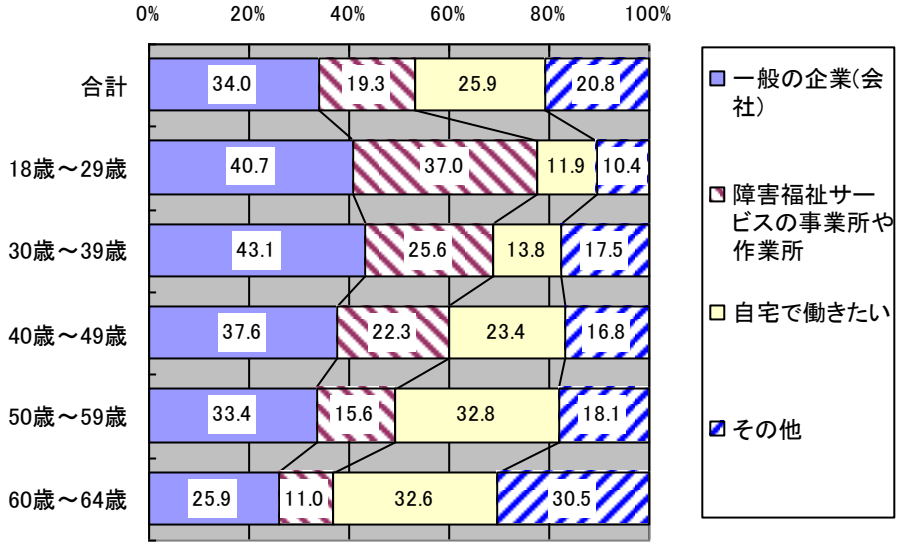

		全体	問 19　働きたい場所（ＳＡ）			
			一般の企業(会社)など	障害福祉サービスの事業所や作業所	自宅で働きたい	その他
合計		1178 100.0	401 34.0	227 19.3	305 25.9	245 20.8
問3 年齢	18 歳～29 歳	135 100.0	55 40.7	50 37.0	16 11.9	14 10.4
	30 歳～39 歳	160 100.0	69 43.1	41 25.6	22 13.8	28 17.5
	40 歳～49 歳	197 100.0	74 37.6	44 22.3	46 23.4	33 16.8
	50 歳～59 歳	320 100.0	107 33.4	50 15.6	105 32.8	58 18.1
	60 歳～64 歳	347 100.0	90 25.9	38 11.0	113 32.6	106 30.5
	不明	19 100.0	6 31.6	4 21.1	3 15.8	6 31.6

（２０）ほしい給料の額

問 20　働く場合、月にどれくらい給料がほしいですか。つぎのうち一つだけ選んで番号に○をつけてください。

１．５万円未満でもかまわない　２．　５～１０万円　３．１０～１５万円　４．１５～２０万円

５．２０万円以上

全体では「5～10 万円」が 24.8%で最も多いものの、次いで「5 万円未満でもかまわない（23.0%）」、「10～15 万円（19.2%）」、「15～20 万円（17.3%）」の順であった。

「障害別」にみると、「身体障害」では、「5～10 万円」が 23.3%と最も高かったが、一番低い「20 万円以上」も 17.5%を示し、ばらつきが大きかった。

「精神障害」でも、「5～10 万円」が 24.5%と最も高かったが、一番低い「20 万円以上」、「15～20 万円」で 16.0%を示し、ばらつきが多かった。

「知的障害」では、「5 万円未満でもかまわない」が 37.7%、「5～10 万円」が 33.1%を占め、10 万円未満が 7 割を占めた。

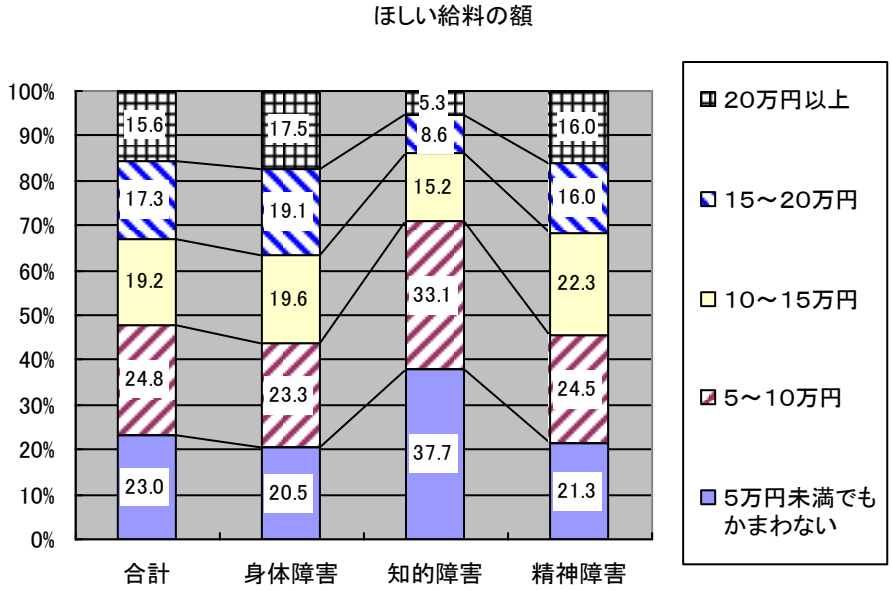

		全体	問 20　ほしい給料の額（ＳＡ）				
			5 万円未満でもかまわない	5～10 万円	10～15 万円	15～20 万円	20 万円以上
合計		1061	244	263	204	184	166
		100.0	23.0	24.8	19.2	17.3	15.6
障害別	身体障害	816	167	190	160	156	143
		100.0	20.5	23.3	19.6	19.1	17.5
	知的障害	151	57	50	23	13	8
		100.0	37.7	33.1	15.2	8.6	5.3
	精神障害	94	20	23	21	15	15
		100.0	21.3	24.5	22.3	16.0	16.0

（２１）１日に働ける時間と１週間に働ける日数

問 21　働く場合、１日に何時間、１週間に何日くらい働けそうですか。（　　）内に時間数と日数をお書きください。

・１　日 に　（　　）時間　・１週間 に　（　　）　日

（集計は、回答数値をカテゴリー化した）

「1 日に働ける時間」については、全体では「4～6 時間未満」が 34.5%で最も多く、次に「8 時間以上」が 30.9%で 2 番目に多かった。平均時間数は 5.8 時間であった。

「障害別」にみると、「身体障害」では「8 時間以上」、「4～6 時間未満」がそれぞれ 35.1%、32.4%を占めた。平均時間数は 6.0 時間と、他の障害の中で最も高かった。

「知的障害」では「4～6 時間未満」が 38.2%で最も多く、次いで「6～8 時間未満（23.6%）」、「8 時間以上（17.4%）」、「2～4 時間未満（16.7%）」の順であった。

「精神障害」では「4～6 時間未満」が 47.6%で他の障害と比べても高い値を示した。平均時間数は 4.9 時間と、他の障害の中で最も低かった。

1日に働ける時間

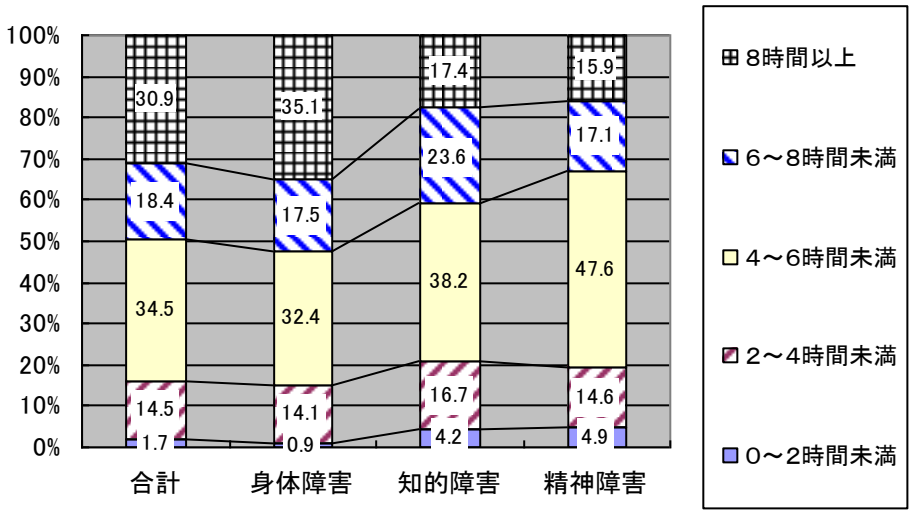

		全体	問 21（1）1 日に働ける時間					
			0～2 時間未満	2～4 時間未満	4～6 時間未満	6～8 時間未満	8 時間以上	平均時間数
合計		980	17	142	338	180	303	5.8
		100.0	1.7	14.5	34.5	18.4	30.9	
障害別	身体障害	754	7	106	244	132	265	6.0
		100.0	0.9	14.1	32.4	17.5	35.1	
	知的障害	144	6	24	55	34	25	5.2
		100.0	4.2	16.7	38.2	23.6	17.4	
	精神障害	82	4	12	39	14	13	4.9
		100.0	4.9	14.6	47.6	17.1	15.9	

「1 週間に働ける日数」については、全体では「5 日」が 56.0%で最も多く、「6 日(13.5%)」、「３日（13.4%)」が続いた。平均日数は 4.6 日であった。

「障害別」にみると、「知的障害」では「5 日」が 64.9%と他の障害と比べても高い値を示し、次いで「６日」の 16.4%であった。平均日数は 4.8 日と、他の障害の中で最も高かった。

「精神障害」では「5 日」が 47.6%と高い値を示したが、「4 日」が 15.9%、「3 日」が 13.4%、「２日」が 8.5%と短い日数の割合が多かった。平均日数は 4.1 日と、他の障害の中で最も低かった。

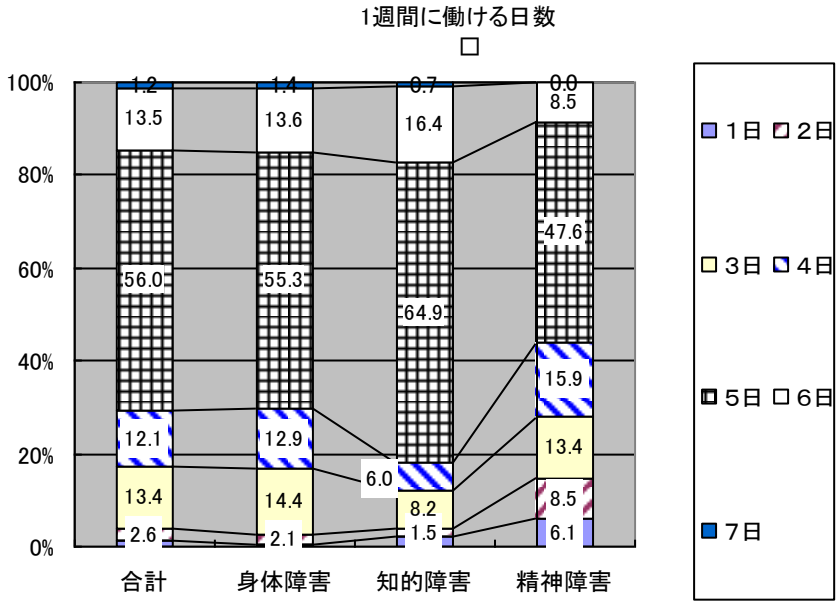

		全体	問 21（２）１週間に働ける日数							
			１日	２日	３日	４日	５日	６日	７日	平均日数
合計		916	10	24	123	111	513	124	11	4.6
		100.0	1.1	2.6	13.4	12.1	56.0	13.5	1.2	
障害別	身体障害	700	2	15	101	90	387	95	10	4.7
		100.0	0.3	2.1	14.4	12.9	55.3	13.6	1.4	
	知的障害	134	3	2	11	8	87	22	1	4.8
		100.0	2.2	1.5	8.2	6.0	64.9	16.4	0.7	
	精神障害	82	5	7	11	13	39	7	0	4.1
		100.0	6.1	8.5	13.4	15.9	47.6	8.5	0.0	

「1 日に働ける時間」と「1 週間に働ける日数」を掛け合わせたものを「１週間に働ける時間数」として集計を行った。

全体では「40 時間以上～」が 31.4%で最も多く、次に「20～30 時間未満」が 26.4%で 2 番目に多かった。平均時間数は 28.5 時間であった。

「障害別」にみると、「身体障害」では「40 時間以上～」、「20～30 時間未満」がそれぞれ 36.7%、25.2%を占めた。平均時間数は 29.5 時間と、他の障害の中で最も高かった。

「知的障害」では「20～30 時間未満」が 30.3%で最も多く、次いで「30～40 時間未満（25.4%）」、「「40 時間以上～（22.1%）」の順であった。

「精神障害」では「20～30 時間未満」が 30.4%で最も多く、次いで「10～20 時間未満（21.5%）」、「30～40 時間未満（17.7%）」、の順であった。平均時間数は 22.4 時間と、他の障害の中で最も低かった。

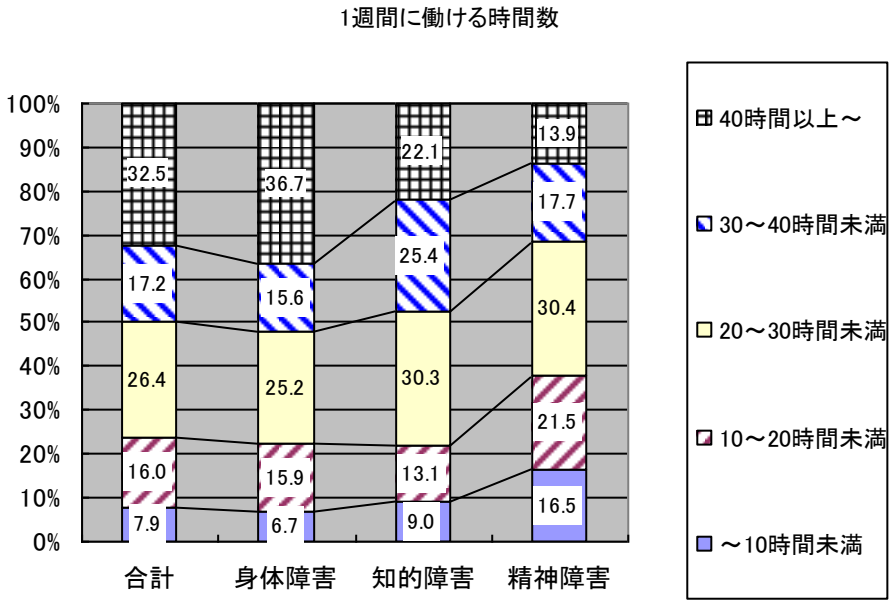

		全体	問 21（3）１週間に働ける時間数（(1)×(2)）					
			～10 時間未満	10～20 時間未満	20～30 時間未満	30～40 時間未満	40 時間以上～	平均時間数
合計		844	67	135	223	145	274	28.5
		100.0	7.9	16.0	26.4	17.2	32.5	
障害別	身体障害	643	43	102	162	100	236	29.5
		100.0	6.7	15.9	25.2	15.6	36.7	
	知的障害	122	11	16	37	31	27	27.0
		100.0	9.0	13.1	30.3	25.4	22.1	
	精神障害	79	13	17	24	14	11	22.4
		100.0	16.5	21.5	30.4	17.7	13.9	

（２２）一般の企業（会社）で働けない理由

問 22　一般の企業（会社）などで働きたいのに働けない理由はありますか。一番近いものを一つだけ選んで番号に○をつけてください。

１．職業訓練を受けていない　　２．どんな企業（会社）があるかわからない

３．企業（会社）などの理解がなく、やとってくれない　　４．障がいの程度や体調のため

５．自分に合った仕事が見つからない（分からない）

６．仕事をちゃんとこなせる（十分に働く）自信がない　７．その他（　　）

全体では「障がいの程度や体調のため」が 50.0%で過半数を占めた。以下、「自分に合った仕事が見つからない（11.7%）」、「仕事をちゃんこなせる自信がない（11.6%）」が続いている。

「障害別」にみると、「身体障害」では、「障がいの程度や体調のため」が 50.3%で過半数を占めた。

「知的障害」では、「障がいの程度や体調のため」が 45.0%と最も高かったが、「自分に合った仕事が見つからない」が 17.1%と他の障害と比べて高値を示した。

「精神障害」では、「障がいの程度や体調のため」が 56.8%と過半数を占めたが、「仕事をちゃんこなせる自信がない」が 19.8%と他の障害と比べて高値を示した。

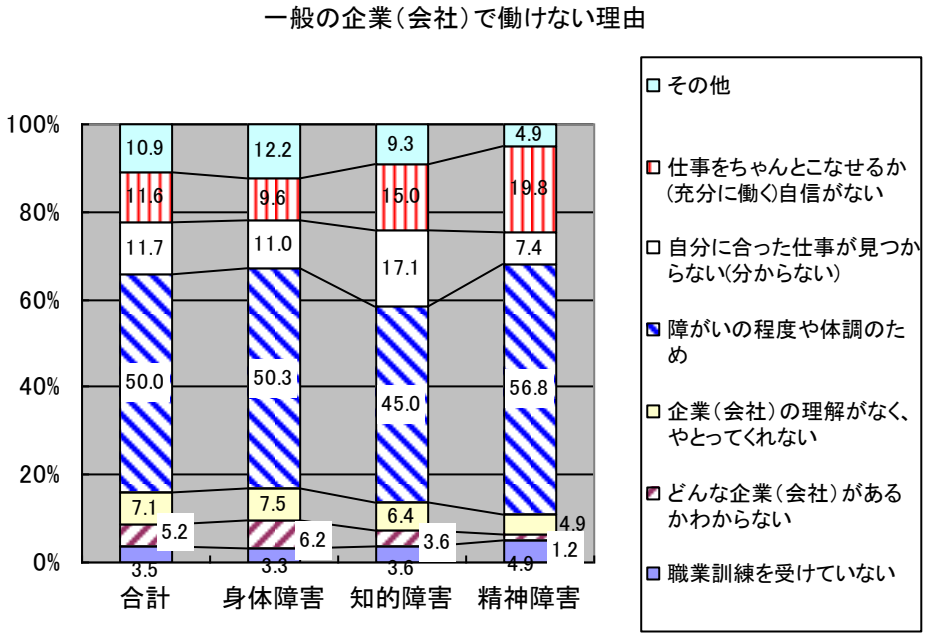

		全体	問22　一般の企業（会社）で働けない理由（ＳＡ）						
			職業訓練を受けていない	どんな企業（会社）があるかわからない	企業（会社）などの理解がなく、やとってくれない	障がいの程度や体調のため	自分に合った仕事が見つからない（分からない）	仕事をちゃんとこなせる（十分に働く）自信がない	その他
合計		804	28	42	57	402	94	93	88
		100.0	3.5	5.2	7.1	50.0	11.7	11.6	10.9
障害別	身体障害	583	19	36	44	293	64	56	71
		100.0	3.3	6.2	7.5	50.3	11.0	9.6	12.2
	知的障害	140	5	5	9	63	24	21	13
		100.0	3.6	3.6	6.4	45.0	17.1	15.0	9.3
	精神障害	81	4	1	4	46	6	16	4
		100.0	4.9	1.2	4.9	56.8	7.4	19.8	4.9

その他の主な内容

・就労している、病気のため、自営業、親族の介護のため、年齢制限、年齢が高いため働く意思がない、作業所のほうが働きやすい、不景気

（２３）就労に必要な支援やサービス

問 23　どういった支援やサービスがあれば働けると思いますか。いくつでも選んで番号に○をつけてください。

１．どんな企業（会社）があるか、情報を提供してほしい　　２．相談できる窓口を拡大してほしい

３．企業（会社）などにもっと理解してもらえるような支援をしてほしい

４．実習や訓練の場を拡充してほしい

５．ジョブコーチなどで、就職したあとも引き続き支援してほしい

６．通勤など、就労を支える生活面での支援がほしい　　７．その他（　　）

全体では「企業（会社）などにもっと理解してもらえるような支援をしてほしい（27.5%）」、「どんな企業（会社）があるか、情報を提供してほしい（27.0%）」、「相談できる窓口を拡大してほしい（25.9%）」が高い割合を示した。

「障害別」にみると、「身体障害」では、「どんな企業（会社）があるか、情報を提供してほしい（28.4%）」、「企業（会社）などにもっと理解してもらえるような支援をしてほしい（26.5%）」、「相談できる窓口を拡大してほしい（26.1%）」の順であった。

「知的障害」では、「通勤など、就労を支える生活面での支援がほしい（32.7%）」、「実習や訓練の場を拡充してほしい（26.6%）」が他の障害に比べて高い割合を示した。

「精神障害」では、「企業（会社）などにもっと理解してもらえるような支援をしてほしい（30.7%）」、「相談できる窓口を拡大してほしい（30.7%）」が高い割合を示した。「相談できる窓口を拡大してほしい」は、他の障害に比べて高い割合を示した。

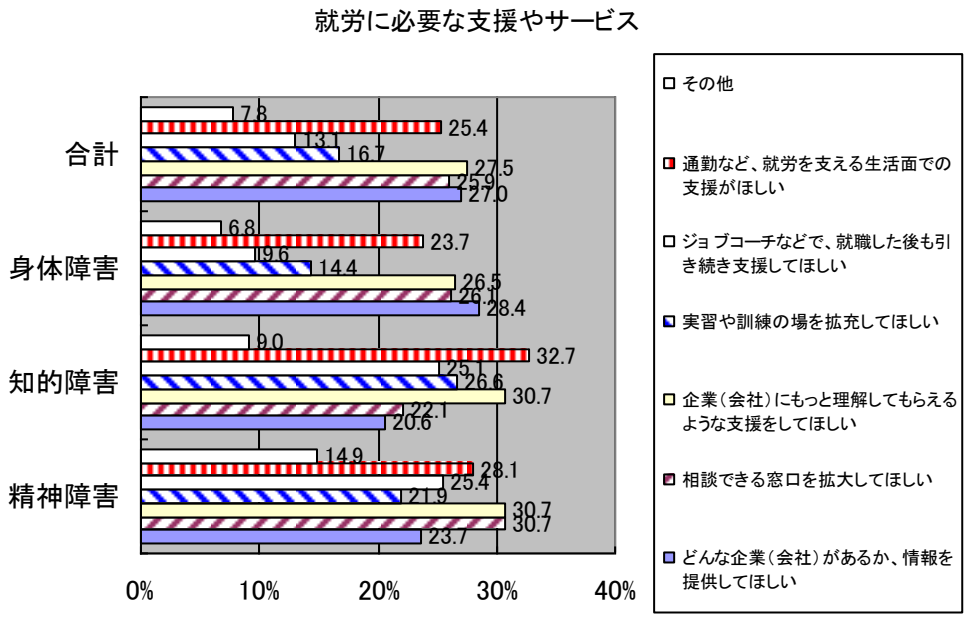

		全体	問23　就労に必要な支援やサービス　（MA）							
			どんな企業（会社）があるか、情報を提供してほしい	相談できる窓口を拡大してほしい	企業（会社）などにもっと理解してもらえるような支援をしてほしい	実習や訓練の場を拡充してほしい	ジョブコーチなどで、就職した後も引き続き支援してほしい	通勤など、就労を支える生活面での支援がほしい	その他	不明
合計		1417	382	367	389	237	185	359	110	501
		100.0	27.0	25.9	27.5	16.7	13.1	25.3	7.8	
障害別	身体障害	1104	314	288	293	159	106	262	75	417
		100.0	28.4	26.1	26.5	14.4	9.6	23.7	6.8	
	知的障害	199	41	44	61	53	50	65	18	60
		100.0	20.6	22.1	30.7	26.6	25.1	32.7	9.0	
	精神障害	114	27	35	35	25	29	32	17	24
		100.0	23.7	30.7	30.7	21.9	25.4	28.1	14.9	

その他の主な内容

・在宅勤務の充実、リハビリの充実、自治体の障害者雇用の増員、わからない、働くことが不可能、就労希望がない

（２４）障害者自立支援法のサービスについて

問 24　障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについて、あなたはどのようにお感じでしょうか。次のうち一つだけ選んで番号に○をつけてください。

１．サービスの種類が多く選びやすい　　２．サービスの種類がまだ足りない

３．手続きが簡単で利用しやすい　　４．手続きがややこしく利用しにくい

５．サービスを利用したことがないのでわからない　　６．その他（　　）

全体では「サービスを利用したことがないのでわからない」が 44.5%と最も高かった。次いで「手続きがややこしく利用しにくい（10.4%）」、「サービスの種類がまだ足りない（7.9%）」の順であった。

「障害別」にみると、「身体障害」では、「サービスを利用したことがないのでわからない」が 49.6%と最も高かった。次いで「手続きがややこしく利用しにくい（9.1%）」、「サービスの種類がまだ足りない（6.1%）」の順であった。

「知的障害」では、「サービスを利用したことがないのでわからない」が 23.1%と高いものの、「手続きがややこしく利用しにくい（17.1%）」も高い値を示した。

「精神障害」では、「サービスを利用したことがないのでわからない」が 31.6%と高いものの、「その他（17.5%）」「サービスの種類がまだ足りない（16.7%）」も高い値を示した。

自立支援法のサービスについて

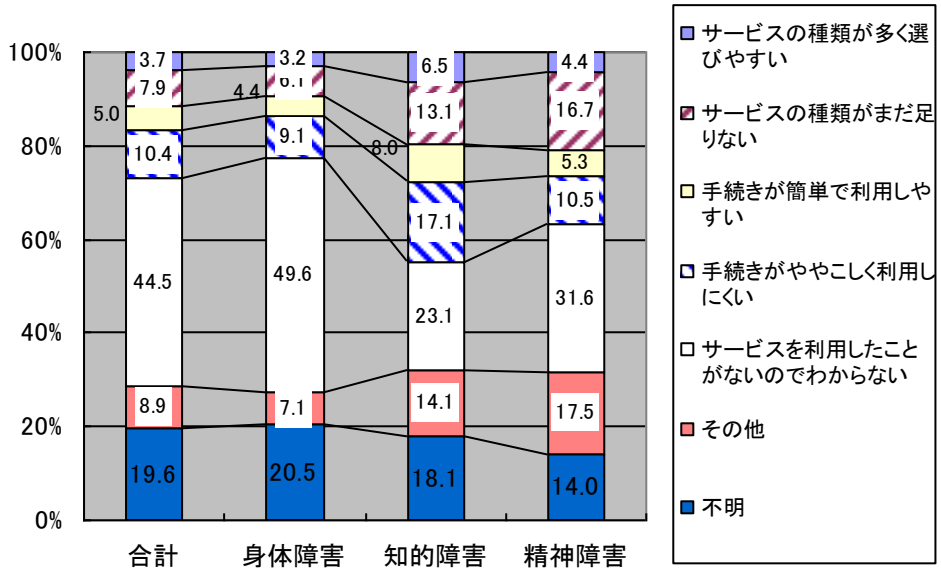

		全体	問24　障害者自立支援法のサービスについて（ＳＡ）						
			サービスの種類が多く選びやすい	サービスの種類がまだ足りない	手続きが簡単で利用しやすい	手続きがややこしく利用しにくい	サービスを利用したことがないのでわからない	その他	不明
合計		1417	53	112	71	147	630	126	278
		100.0	3.7	7.9	5.0	10.4	44.5	8.9	19.6
障害別	身体障害	1104	35	67	49	101	548	78	226
		100.0	3.2	6.1	4.4	9.1	49.6	7.1	20.5
	知的障害	199	13	26	16	34	46	28	36
		100.0	6.5	13.1	8.0	17.1	23.1	14.1	18.1
	精神障害	114	5	19	6	12	36	20	16
		100.0	4.4	16.7	5.3	10.5	31.6	17.5	14.0

その他の主な内容

・わからない、知らない、障害者自立支援法じたい知らない、わかりやすく説明してほしい、利用料金が高すぎる、きめこまやかな支援

「年齢区分別」にみると、「サービスを利用したことがないのでわからない」では、40 歳以上に高い傾向が見られた。「手続きがややこしくなって、利用しにくい」、「サービスの種類がまだ足りない」では、「18～29 歳」でそれぞれ 16.3%、15.0%と最も高く、年齢が高くなるにしたがって、減少した。

自立支援法のサービスについて（年齢別）

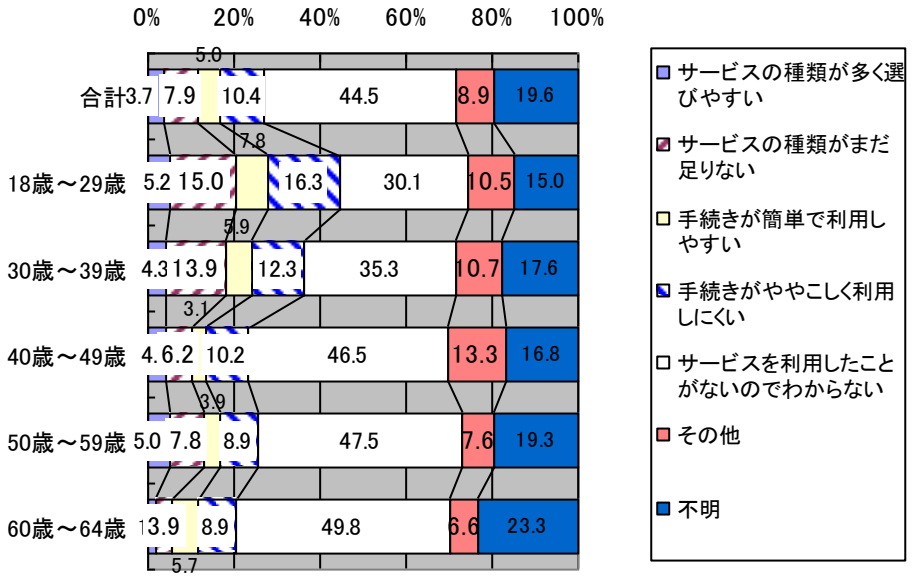

		全体	問 24　障害者自立支援法のサービスについて（ＳＡ）						
			サービスの種類が多く選びやすい	サービスの種類がまだ足りない	手続きが簡単で利用しやすい	手続きがややこしく利用しにくい	サービスを利用したことがないのでわからない	その他	不明
合計		1417	53	112	71	147	630	126	278
		100.0	3.7	7.9	5.0	10.4	44.5	8.9	19.6
問3 年齢	18 歳～29 歳	153	8	23	12	25	46	16	23
		100.0	5.2	15.0	7.8	16.3	30.1	10.5	15.0
	30 歳～39 歳	187	8	26	11	23	66	20	33
		100.0	4.3	13.9	5.9	12.3	35.3	10.7	17.6
	40 歳～49 歳	226	9	14	7	23	105	30	38
		100.0	4.0	6.2	3.1	10.2	46.5	13.3	16.8
	50 歳～59 歳	383	19	30	15	34	182	29	74
		100.0	5.0	7.8	3.9	8.9	47.5	7.6	19.3
	60 歳～64 歳	438	8	17	25	39	218	29	102
		100.0	1.8	3.9	5.7	8.9	49.8	6.6	23.3
	不明	30	1	2	1	3	13	2	8
		100.0	3.3	6.7	3.3	10.0	43.3	6.7	26.7

２　松山市第２期障害者計画策定検討会設置要領

（目的）

第１条　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定に基づく松山市第２期障害者計画（以下「計画」という。）の策定にあたり，市民の意見を反映させるために必要な措置の一環として，松山市第２期障害者計画策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第２条　検討会は，計画の策定にあたり，関係機関相互の意見交換及び意見聴取を行う。

（出席者）

第３条　検討会の出席者は，次に掲げる者のうちから障がい福祉課長が選任及び依頼する。

(1) 学識経験のある者

(2) 教育関係者

(3) 障がい福祉関係者

(4) 障がいのある市民又はその親族

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げるもののほか，障がい福祉課長が必要と認める者

（運営）

第４条　検討会は，障がい福祉課長が招集し，開催する。

２　検討会の進行は，障がい福祉課において行うものとする。

（庶務）

第５条　検討会に関する庶務は，障がい福祉課において処理する。

（委任）

第６条　この要領に定めるもののほか，検討会の運営に関し必要な事項は，障がい福祉課長が別に定める。

付　則

１　この要領は，平成２４年６月１２日から施行する。

３　松山市第２期障害者計画策定検討会内規

（目的及び設置）

第１条　松山市第２期障害者計画策定検討会設置要領第６条に基づき松山市第２期障害者計画策定検討会（以下「検討会」という。）の円滑な運営を図るために調査研究会及び庁内ワーキングを開催する。

（調査研究会）

第２条　調査研究会は，研究員９人以内をもって組織する。

２　研究員は，障がい福祉課長が別に選任する。

３　調査研究会に代表研究員を置き，研究員の互選によってこれを定める。

（庁内ワーキング）

第３条　庁内ワーキングは，関係各課の代表者をもって組織する。

（庶務）

第４条　調査研究会及び庁内ワーキングの庶務は，障がい福祉課において処理する。

（守秘義務）

第５条　出席者は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

付則

１　この内規は，平成２４年９月２１日から施行する。

松山市第２期障害者計画策定検討会委員名簿

氏　　名	本　人　所　属
畔地　利枝	聖カタリナ大学
今村　高博	社会福祉法人　あゆみ学園
大内　洋一	愛媛県立みなら特別支援学校
久保　徹	愛媛県立しげのぶ特別支援学校
合田　泰	松山公共職業安定所
信田　基	公募による
園田　順二	愛媛県精神保健福祉協会
髙須賀　数磨	愛媛県精神保健福祉士会
武智　幸男	松山市障害者団体連絡協議会
永井　裕二	愛媛県知的障害者福祉協会

松山市第２期障害者計画策定検討会調査研究会委員名簿

氏　　名	本　人　所　属
安藤　有紀	社会福祉法人　松山市社会福祉事業団
今村　高博	社会福祉法人　あゆみ学園
河口　美晴	財団法人　創精会
近藤　茂	社会福祉法人　福角会
清家　斉	社会福祉法人　きらりの森
西村　幸	社会福祉法人　金亀会
藤本　篤	社会福祉法人　宗友福祉会
増田　晋資	社会福祉法人　泰斗福祉会
和田　真知子	社会福祉法人　松山市社会福祉協議会

松山市第２期障害者計画策定検討会庁内ワーキング関係各課一覧

課　　等　　名
障がい福祉課
保健予防課
危機管理担当部長室付
保健福祉政策課
子育て支援課
医事薬事課
健康づくり推進課
住宅課
総合交通課
地域経済課
観光産業振興課
学校教育課

松山市保健福祉部障がい福祉課

〒790-8571

松山市二番町４丁目７番地２

電　　話　　（０８９）９４８－６３５３

ファックス　　（０８９）９３２－７５５３

メールアドレス　shougai@city.matsuyama.ehime.jp